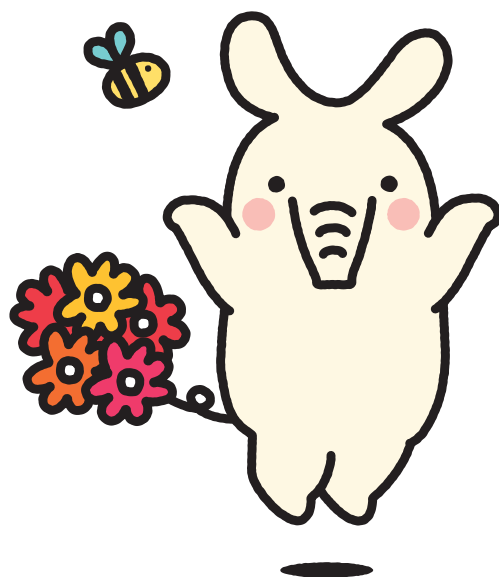


Disclosure of JA Sagaenishimurayama

J A さがえ西村山の現況

ディスクロージャー誌 2025



©よりぞう

**令和5年度・令和6年度
さがえ西村山農業協同組合**

目 次

1. ごあいさつ	1
2. 組合の概要	2
3. 基本方針	9
4. 経営管理体制	9
5. 事業の概況（令和6年度）	10
6. 農業振興活動	12
7. 地域貢献情報	12
8. リスク管理の状況	14
9. 金融商品の勧誘方針	17
10. 自己資本の状況	17
11. 事業のご案内	18
12. 経営資料	28
○決算の状況	28
1) 貸借対照表	28
2) 損益計算書	29
3) 注記表	30
4) 剰余金処分計算書	42
5) 部門別損益計算書	43
○損益の状況	45
1) 最近5事業年度の主要な経営指標	45
2) 利益総括表	46
3) 資金運用収支の内訳	46
4) 受取・支払利息の増減額	46
○事業の状況	47
1) 信用事業	47
①貯金に関する指標	47
②貸出金等に関する指標	47
③内国為替取扱実績	51
④有価証券に関する指標	51
⑤有価証券等の時価情報等	52
⑥預かり資産の状況	53
2) 共済取扱実績	54
3) 農業・生活その他事業取扱実績	55
○経営諸指標	57
1) 利益率	57
2) 貯貸率・貯証率	57
○自己資本の充実の状況	58
○連結情報（連結ベースディスクロージャー）	72
1) グループの事業系統図	72
2) 子会社等の状況	72
3) 事業の概況（令和6年度）	73
4) 連結子会社の事業概況	73
5) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	74
6) 連結事業年度の事業別事業収益等	74
7) 連結貸借対照表	75
8) 連結損益計算書	76
9) 連結キャッシュ・フロー計算書	77
10) 連結剰余金計算書	78
11) 連結注記表	79
12) 農協法に基づく開示債権	91
13) 連結自己資本の充実の状況	91
○財務諸表の正確性等にかかる確認	103
○会計監査人の監査	104

スローガン

《「食」「農」「大地」でつなげる協同の力》
～未来へつなぐ持続可能なさがえ西村山農業の実践～

基本理念

自然の恵みと人のつながりを育み
農とくらしの新たな創造により
豊かで心かよう地域社会づくりをめざします

3つのめざす姿

多様な担い手の
確保による持続
可能な地域農業

協同組合の
役割発揮による
豊かな地域共生社会

組合員・利用者
との対話による
ＪＡ事業活性化

1. ごあいさつ

「JAさがえ西村山」は、山形県のほぼ中央に位置し、日本一さくらんぼの里として、さくらんぼをはじめとする多様な農畜産物を取り扱っております。寒河江市・大江町・朝日町・西川町・河北町を区域とする広域合併JAとして、地域農業の発展と組合員・地域の皆様の豊かな暮らしの実現を目指し、積極的かつ幅広い事業を展開しております。

また、組合員各位におかれましては、日頃より当JAの事業運営に対しまして、格別なるご理解ご協力を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。

世界情勢は年明け1月20日に共和党のドナルド・トランプ氏が第47代アメリカ合衆国大統領に就任し、大規模な追加関税強化や不法移民強制送還、パリ協定と世界保健機関（WHO）からの脱退等、やっぎばやに大統領令が発動されており、「アメリカ第一主義」を掲げ、自ら「現実主義者」と評し、世界経済はトランプ氏に専権されようとしています。

日本では10月に石破内閣が発足し、所信表明の中で「農林水産業は『地方成長の根幹』であり、国の『礎』である。将来にわたり、国民に食料を安定的に供給することは国の責務である。食料安全保障を強化し、活力ある農村をつくる。」と述べられております。

そうした中で、令和の米騒動と言われる事態が起こり、米の価格が高騰し続けました。要因として、インバウンドによるもの、南海トラフ地震警報による買いだめなど、様々なことが取り上げられております。稲作農家にとっては、やっと再生産価格に戻ったという感があり、手取り1俵2万円台の価格維持を強く望みたいと考えております。

さがえ西村山管内においては、特産のさくらんぼの結実不良、双子果、高温被害により、集荷数量が前年の半分以下となるなど、厳しいスタートとなりました。しかしながら、組合員・生産者のご努力により、すもも、もも、西洋梨、りんご等で昨年を上回る販売額を挙げる事ができました。また、米の概算金の大幅な引き上げにより、計画を上回る経常利益を挙げる事ができたと思っております。

第30回通常総代会に付議し、承認されました固定資産取得計画に基づき、西川ライスセンターの改修・乾燥機更新、JA葬祭センターの第2通夜室「蓮」の新設、西里ふれあいセンターを利活用した福祉用具貸与・販売事業所「縁寿」の新設等、老朽化施設の更新や施設の新設など施設整備を実施してまいりました。

また、今年度は葬祭事業における更なる通夜室需要増加に伴い、朝日支所敷地内に通夜室・セレモニーホールの建設等も計画しております。

第30回JA山形県大会で決議された、10年後を見通して重点的に取り組む6つの柱「1. 持続可能な食料・農業基盤の確立」、「2. 地域・担い手支援の強化」、「3. 持続可能な地域・組織・事業基盤の確立」、「4. 不断の改革の実践を支える経営基盤の強化」、「5. 協同組合としての役割発揮を支える人づくり」、「6. 組合員の意思結集と県民理解の醸成」、これらに準じてJAさがえ西村山も進んでまいります。

結びとなりますが、今年度も、激変する国内外における社会情勢にスピード感をもった的確に対応できるよう、役職員の意識改革と職員の資質向上・スキルアップに努めるとともに、引き続き内部統制の充実強化とコンプライアンスの強化を図り、組合員・地域から信頼され、必要とされるJAを目指し、しっかりと地域に貢献できるよう、役職員一丸となって取り組んでまいります。

今後とも皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和7年6月

さがえ西村山農業協同組合

代表理事組合長 安孫子 常哉

1) 組合の機構 (令和7年4月16日現在)

1) 組合の機構 (令和7年4月16日現在)

【支所・施設】



2) 組合員数

(単位：人、団体)

資格区分	令和5年度末	令和6年度末	増減
正組合員数 個人	9,424	9,250	△ 174
農事組合法人	16	16	-
その他の法人	35	41	6
計	9,475	9,307	△ 168
准組合員数 個人	7,289	7,391	102
農事組合法人	4	4	-
その他の団体	324	319	△ 5
計	7,617	7,714	97
合 計	17,092	17,021	△ 71

3) 役員一覧 (令和7年5月12日現在)

区分・役職名	氏 名
代表理事組合長	安孫子常哉
代表理事専務	海野 秀夫 実務精通理事・コンプライアンス担当・証券窓販業務内部管理統括責任者
常 務 理 事	小野 秀樹 実務精通理事・営農経済担当
常 務 理 事	木村 誠 実務精通理事・金融共済担当
筆 頭 理 事	飯野 敏子
理 事	高橋庄次郎 荒木 信作 (経済委員会副委員長) 鬼海 富義
	熊坂 浩行 (企画管理委員会委員長) 小野 健一 (広報委員会委員長) 大泉 圭司
	縄 潤一 芳賀 宏 (金融委員会委員長) 五十嵐美恵子
	渡邊 正 (経済委員会委員長) 奥山 利弘 松田 美保
	鈴木長兵衛 (企画管理委員会副委員長) 関 将利 (営農販売委員会委員長) 浅黄美津子
	阿部 栄蔵 (金融委員会副委員長) 柴田栄三郎 (営農販売委員会副委員長) 高橋 千夏
	石垣 正博 阿部 藤彦 西尾 沙織
	理事 計26人 (うち女性理事6人)
代 表 監 事	藤田 正広
常 勤 監 事	高橋 吉彦 実務精通監事
監 事	鴨田美智弥 齊藤 敏則
員 外 監 事	高橋 厚子
	監事 計5人 (うち女性監事1人)

4) 会計監査人の名称

名 称	事 務 所	備 考
みのり監査法人 (理事長 大森一幸)	東京都港区芝5-29-11 G-BASE 田町	令和元年6月1日より

5) 職員人数

(単位：人)

区 分	令和5年度末			令和6年度末		
	男	女	計	男	女	計
一 般 職 員	128(16)	138(58)	266(74)	117(17)	126(50)	243(67)
営農指導員	26(1)	1(-)	27(1)	26(1)	1(-)	27(1)
施 設 職 員	54(24)	84(52)	138(76)	54(22)	86(55)	140(77)
合 計	208(41)	223(110)	431(151)	197(40)	213(105)	410(145)

注1) 受入出向職員及び臨時的または季節的雇用者は除いている。

注2) 上記の () 内数値は常雇の臨時職員の内数である。

6) 役員等の報酬体系

① 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込み、退職慰労金はその支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	73	8

注1) 対象役員は、理事25名、監事5名です。

注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

○ 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職や責務を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員10人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

○ 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

② 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当ＪＡの職員及び当ＪＡの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当ＪＡの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和６年度において、対象職員等に該当するものではありませんでした。

注１）対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注２）「主要な連結子法人等」とは、当ＪＡの連結子法人等のうち、当ＪＡの連結総資産に対して２％以上の資産を有する会社等をいいます。

注３）「同等額」は、令和６年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

注４）令和６年度において当ＪＡの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

③ その他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

7) 組合員組織 (令和7年2月28日現在)

(単位:人)

組 織 名	構 成 員 数
農事実行組合長連絡協議会	6,771
果樹振興協議会	2,414
さくらんぼ部会	1,448
加温さくらんぼ部会	47
りんご部会	310
ぶどう部会	68
大粒ぶどう部会	31
西洋梨部会	189
柿部会	48
もも部会	115
すもも部会	137
キウイフルーツ生産組合	10
寒河江市かりん栽培研究会	11
加工もも部会	28
水稻部会	1,615
航空防除連絡協議会	1,311
酒米振興協議会	13
野菜振興協会	404
ねぎ部会	18
なす部会	67
トマト部会	20
菌茸部会	5
山菜部会	43
つるむらさき部会	45
枝豆部会	153
南瓜部会	30
つるり里芋研究会	13
アスパラガス部会	10
花き振興協会	88
酪農部会	2
肉牛部会	10
周年観光農業推進協議会	32
観光さくらんぼ部会	24
さがえ西村山青色申告会	29
J A 女性部	639
J A 女性部フレッシュミズ部会	6
農協青年部	110
酒米研究会	18
低コスト稲作栽培研究会	20
つや姫・雪若丸栽培研究会	333
さくらんぼY字仕立研究会	26

8) 特定信用事業代理業者等の状況

該当する事項なし

9) 地区、店舗一覧 (令和7年3月1日現在)

地 区	寒河江市、大江町、朝日町、西川町、河北町の区域
-----	-------------------------

店 舗 名	住所	電話番号	A T M設置状況
本 所	〒991-0061 寒河江市中央工業団地75	0237-86-8181	

《寒河江市》

寒 河 江 東 支 所	〒991-0031 寒河江市本町1-9-28	0237-86-3125	1 台
寒 河 江 西 支 所	〒990-0524 〃 大字高松248	0237-87-2116	1 台
西 根 支 所	〒991-0003 〃 西根1-2-8	0237-86-5515	
柴 橋 支 所	〒991-0063 〃 大字柴橋1920-3	0237-86-3191	1 台

《大江町》

大 江 支 所	〒990-1101 大江町大字左沢887-1	0237-62-3211	1 台
---------	------------------------	--------------	-----

《朝日町》

朝 日 支 所	〒990-1442 朝日町大字宮宿2246-1	0237-67-3111	1 台
---------	-------------------------	--------------	-----

《西川町》

西 川 支 所	〒990-0702 西川町大字海味479	0237-74-2125	1 台
大 井 沢 機 械 化 店 舗	〒990-0721 〃 大字大井沢長トロ1177	0237-76-2305	1 台

《河北町》

河 北 支 所	〒999-3514 河北町谷地ひな市2-9-4	0237-72-2127	1 台
---------	-------------------------	--------------	-----

店舗外 A T M設置状況

寒 河 江 市	中央工業団地内に 1 台（ドライブスルー）、アグリ寒河江店内に 1 台、 白岩ふれあいセンター内に 1 台、三泉ふれあいセンター内に 1 台、 旧南部ふれあいセンター内に 1 台
大 江 町	大江営農生活センター内に 1 台
朝 日 町	旧大谷ふれあいセンター内に 1 台
河 北 町	アグリ河北店内に 1 台、福祉用具貸与・販売事業所「縁寿」内に 1 台、 溝延共選場敷地内に 1 台

10) 組合の沿革・歩み

平成5年12月9日	合併予備契約の締結 名称“さがえ西村山農業協同組合”発表（応募総数267点）
12月26日	合併総会開催
平成6年4月1日	広域合併JA“さがえ西村山農業協同組合”出発式
平成7年6月17日	大韓民国“安東農協”との友好姉妹農協締結式
10月19日	シンボルマーク審査・決定（応募総数516点）
10月23日	朝日りんご選果施設落成
11月18日	ブランド米“清流寒河江川”、低農薬有機米“めぐみ”発売
平成8年9月28日	“組合長と語る会”開始（8年度：10会場11支所、9年度：9会場9支所）
平成9年10月16日	インターネット・ホームページ開設
12月15日	高松支所オープン
平成10年11月16日	寒河江市役所に現金自動預払機（ATM）設置
平成11年3月19日	大江営農生活センター りんご、ラ・フランス選果施設落成
3月21日	JAアグリ中央店オープン
4月8日	JAアグリ寒河江店オープン
9月3日	JAまごころ住宅建設協力会設立
11月8日	寒河江市立病院に現金自動支払機（CD）設置
平成12年3月27日	東部集出荷施設落成
4月25日	総合交流ターミナル施設“さくらんぼ友遊館”オープン
9月1日	子会社㈱ジェイエイライフ設立
平成13年3月13日	大江農畜産物加工所落成
8月23日	農業用使用済プラスチックマテリアルリサイクル開始
10月1日	子会社㈱ジェイエイライフへ燃料、車輛整備事業を業務移管
平成14年1月7日	子会社㈱地球耕望（りんご温泉）給食センターオープン
3月23日	JAアグリ大江店、朝日店オープン
7月8日	日田出張所オープン
10月4日	河北農産物集出荷施設オープン
12月7日	寒河江支所オープン
平成15年3月15日	JAアグリ河北店オープン
3月30日	JAアグリ西川店オープン
7月29日	パッケージセンターオープン
12月12日	葬祭セレモニーホール「JAやすらぎ」オープン
平成16年3月29日	「広域農業活性化センター」設立総会
平成17年10月29日	JA秋まつり開催
平成18年9月11日	柴橋第一機械化店舗リニューアルオープン
12月4日	白岩支所オープン
平成19年5月9日	食材センターオープン
平成20年1月15日	大谷支所オープン
4月26日	アグリランド産直センターオープン
8月18日	本郷支所オープン
12月1日	河北基幹支所オープン
平成21年2月9日	南部支所オープン
5月16日	アグリランドフーズセンターオープン
9月18日	アグリランド農産加工センターオープン
9月28日	三泉支所リニューアルオープン
10月16日	さくらんぼ友遊館リニューアルオープン
11月13日	子会社㈱ジェイエイライフ セルフSSポート西オープン
12月16日	農家レストラン「四季彩館四季亭」オープン
平成22年4月1日	子会社㈱地球耕望 りんご温泉リニューアルオープン
5月1日	アグリランドグランドオープン
平成23年12月16日	柴橋理美容店舗リニューアルオープン
平成24年3月26日	葬祭セレモニーホール「JAやすらぎ河北」オープン
6月10日	子会社㈱ジェイエイライフ セルフSSポート中央オープン
平成25年11月11日	JA健康福祉センター「めぐみ（恩）」オープン
12月15日	子会社㈱ジェイエイライフ セルフSSポート朝日オープン
平成26年4月1日	JA健康福祉センター「めぐみ（恩）」短期入所生活介護事業所開所
平成27年7月18日	子会社㈱ジェイエイライフ セルフSSポート西川オープン
9月1日	子会社㈱さがえ西村山ジェイエイファーム設立
10月30日	中央農機センター、子会社㈱ジェイエイライフ 車両センター及びセルフSSポートさがえ工業団地オープン
平成28年3月14日	JAさがえ西村山やすらぎ通夜室（楓）オープン

平成29年12月2日	子会社㈱ジェイエイライフ セルフSSポート河北オープン
平成30年2月9日	アグリランドひな産直センター及びひな農産加工センターオープン
令和2年3月1日	子会社㈱地球耕望 りんご温泉 朝日町へ事業譲渡 アグリランド東部産直センターオープン（アグリ寒河江店「産直店」リニューアル）
令和3年9月1日	支所再編 本郷ふれあいセンター、西五百川ふれあいセンターオープン
令和4年3月14日	6多機能支所2一般支所5営農生活センター8ふれあいセンターへ再編
8月4日	白岩ふれあいセンター美容室さくらオープン
8月20日	広域多目的選果施設オープン
11月16日	子会社㈱ジェイエイライフ コーティングライフオープン
令和5年3月1日	ふれあいセンター4施設体制へ移行 葬祭セレモニーホール「JAやすらぎ大江」オープン
9月1日	ふれあいセンター3施設体制へ移行
令和6年3月1日	子会社㈱ジェイエイライフ さがえサービスエリアSSオープン
4月6日	アグリランドkokocherry店オープン（チェリーランド店リニューアル）
4月17日	JAさがえ西村山やすらぎ通夜室（蓮）オープン
10月1日	ふれあいセンター2施設体制へ移行
10月17日	福祉用具貸与・販売事業所「縁寿（えんじゅ）」オープン

3. 基本方針

【「食」「農」「大地」でつなげる協同の力～未来へつなぐ持続可能なさがえ西村山農業の実践～】をスローガンに掲げた第七次中期経営刷新計画及び第8次広域・地域営農生活振興計画の2年度にあたり、JAさがえ西村山としてこれらの策定した様々な取り組みを実践してまいります。

令和6年度に行われた第30回JA山形県大会では「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力～協同活動と総合事業の好循環～」をスローガンと定め、JAグループ全体で地域社会の持続的発展を支えてまいります。そのなかで、当JAにおいては令和7年度に新たに担い手支援課を設置し、持続可能な農業の確立に向け、各種担い手への支援はもちろん、地域・農家組合員へのトータルサポートの実現に向け、出向く体制の効果的な運用と総合相談機能の充実、組合員・利用者皆様の更なる満足度向上に努めてまいります。

近年頻発する異常気象の影響が農作物の生育に多大な影響をもたらしている中、物価高・燃料コストの高騰により生産資材価格の上昇が続いておりますが、対話による相談機能を強化し、かたらい運動を中心とした予約購買方式による安定供給により地域におけるシェアを拡大しながら、今求められている地域循環型農業の実践や異常気象対策、地域農業の次代を担う人材の確保と育成に向けた取り組みを強化してまいります。

また、重点市場との連携をさらに深め、販売価格の高位安定化に向けてブランド力の強化を図り、生産者の所得向上につなげてまいります。

さらに、ネット販売を含めた販売先・取引先の拡大による特販事業の強化とアグリランド産直センターを核としたアグリランドグループの相乗効果を発揮し、さがえ西村山産農畜産物の地域・全国への販売を拡充していくとともに、農業者と消費者をつなぐ「食」と「農」の交流拠点施設としての役割と機能を強化してまいります。

引き続き、将来にわたる持続可能な経営基盤の確立を図るため、財務基盤強化に向けた自己資本の増強に努めるとともに、内部統制の効果的な運用によりコンプライアンス経営の徹底とリスク管理体制を強化してまいります。

4. 経営管理体制

◇経営執行体制〔理事会制度〕

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性層などからも理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

5. 事業の概況 (令和6年度)

国内経済は、原油高・海外の物価高、長期化する国際的な紛争などの外的要因の影響を大きく受け、国内の物価が年々上昇し、日々めまぐるしく経済情勢が変化しております。

農政においては、国消国産に対するメッセージの発信など、食料安全保障にかかる基本政策の確立と予算の拡充、さらには5年間に一度も水張りしない農地が水田活用の直接支払交付金の対象外となる問題の解消に向け、政府への要請を昨年に引き続き実施してまいりました。

農業分野において主力品目であるさくらんぼについては、猛暑の影響による着果量の減少、双子果の増加などにより集荷数量が416.5tと前年を大きく下回る実績となりました。一方でりんごをはじめ、すもも・桃などの秋果実については、販売単価が堅調に推移したほか、特にすもも・桃については大幅に生産量が増加したことから前年を上回る実績となりました。米についても、令和6年産米については、需給の逼迫に伴う米不足の影響から令和の米騒動とまで呼ばれるほどの社会現象となり、概算金も大幅に引き上げられました。民間企業との集荷競争が激しくなってくるなか、令和7年度の集荷対応が課題となっております。

このような状況を踏まえ、当JAにおいては、さくらんぼ高温対策緊急支援事業の申請手続きにかかる支援を行うとともに、米及び肥料・農薬等に対する事業分量配当をはじめ、昨年度に引き続き、JA農家応援券の発行、災害対策資金等融資利子補給など、管内農家組合員の営農意欲の維持・向上を図るため、各種支援対策を講じてまいりました。

営農指導事業は、持続可能な地域農業の実現に向け、軽労力技術の普及拡大等に努めるとともに、農業経営サポート体制を拡充してまいりました。また、補助事業を活用し、西川地区の2つのライスセンターを統合した西川ライスセンターを整備するなど、地域農業のサポートに取り組んでまいりました。

営農販売事業は、1市4町によるトップセールスの継続による市場との連携強化を図るとともに、広域多目的選果施設にてりんごの統一共選を実施し輸出拡大に取り組むなど、機械共選利用拡大によるトップブランド産地の構築と生産者の所得向上に努めてまいりました。

特販事業は、販売品目の拡大による顧客の獲得とリピーターの拡大を掲げ、インターネットを活用した販売強化により、さがえ西村山産農畜産物の全国への販売を強化してまいりました。また、産直事業については、旬の販促イベントのほか、東屋を活用した合同イベントを開催するとともに、提携JAとの連携を強化し様々なイベントを行ってまいりました。また、公式LINEによる情報提供や販促の強化により、集客拡大につなげることで農家所得の増大と店舗・地域の活性化を図ってまいりました。

経済事業は、経済担当職員の農家組合員担当制により出向く体制を強化するとともに、肥料・農薬かたらい運動を基本とした予約購買中心の事業を展開してまいりました。また、葬祭事業は、通夜室の需要増加に対応するため、令和6年度より八畝セレモニーホールに新たな通夜室(蓮)を稼働いたしました。

金融事業は、融資専任渉外による訪問強化と担い手推進課等との部門間連携により、大規模農家や農業法人等に対し、利子助成や金利優遇等を活用したJA農業資金の積極提案を行うことにより、農業メインバンク機能強化と地域農業振興を図ってまいりました。

共済事業は、3Q訪問活動による利用者満足度向上を図るとともに、契約者フォローを実践することにより、地域密着型の訪問活動と相談機能を強化してまいりました。さらに、今年度も地域貢献活動の一環として引き続き1市4町に対し、カーブミラーの贈呈を実施してまいりました。

経営管理については、【「食」「農」「大地」でつなげる協同の力～未来へつなぐ持続可能なさがえ西村山農業の実践～】をスローガンに掲げた第七次中期経営刷新計画の初年度として、総合事業機能の効果的な発揮による持続可能な経営基盤の確立を図るため、老朽化施設の補改修・解体など、遊休不稼働資産の処分・利活用を進めてまいりました。支所再編に伴う6多機能支所2支所体制へ移行してから2年が経過するなかで、継続して出向く体制と店舗相談機能の両面を強化するとともに、運営委員会と合同で組合員座談会を開催するなど、組合員との対話を重視しながら事業を展開してまいりました。

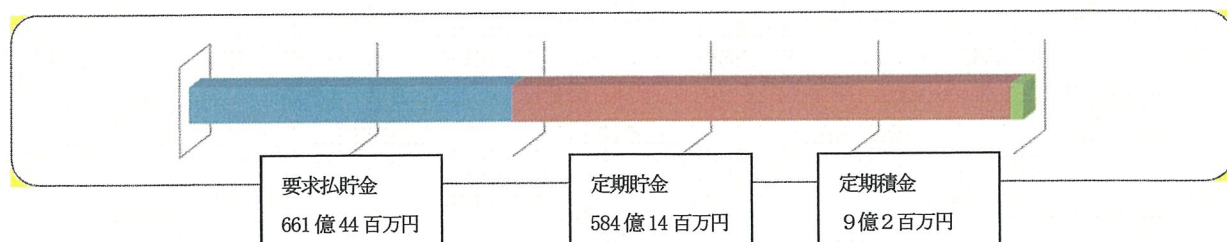
1) 信用事業

年金・給与振込等の獲得に向けた恒常的推進や、夏・冬の貯金キャンペーンの実施により資金量の増強に努めました。また農業関連資金、住宅関連資金等、貸出金増強に努める一方で、定期的な債権ブロック会議を開催し、不健全債権の未然防止と回収の徹底を図ってまいりました。

〔貯 金〕

上記の取り組みにより、貯金残高の増強に努めた結果、前年度末（1,242億18百万円）に比べ12億42百万円増加し、期末貯金残高は1,254億60百万円となりました。

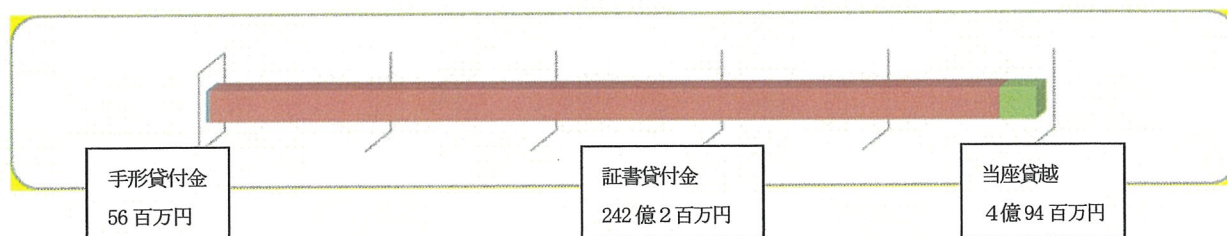
令和6年度 貯金残高実績 1,254億60百万円



〔貸出金〕

優遇金利制度を活かした提案型融資推進の展開と、休日を利用した融資相談会等を実施しながら貸出金の増強に努め、前年度末（244億20百万円）に比べ3億32百万円増加し、期末貸出金残高は247億52百万円となりました。

令和6年度 貸出金残高実績 247億52百万円



〔推 移〕

貯金・貸出金・貯貸率の推移

(貯金・貸出金：百万円、貯貸率：%)

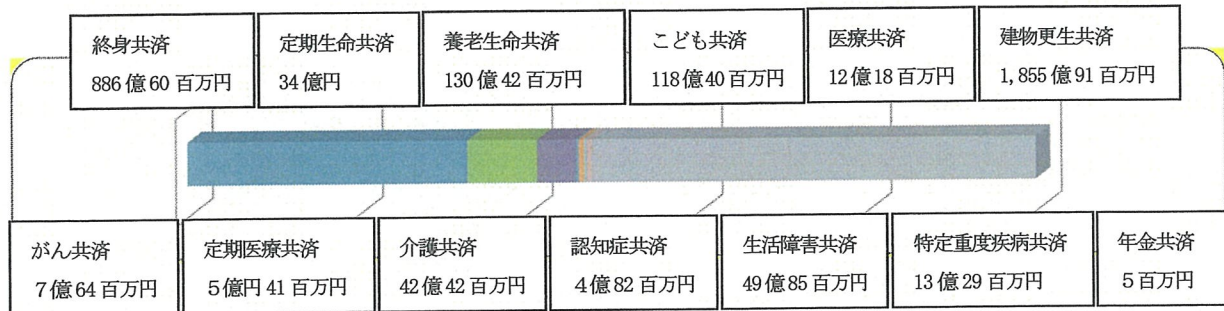
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貯 金	126,084	126,228	126,998	124,218	125,460
貸出金	21,247	22,645	23,572	24,420	24,752
貯貸率	16.8	17.9	18.6	19.7	19.7

2) 共済事業

長期共済については、JA共済の安全性、有利性をPRするとともに対話を重視した顔の見える3Q活動による近況確認と加入内容点検を実施し、利用者満足度向上を図りながら普及活動に取り組みました。また、お客様の総合生活保障の確立に向けて、地震や自然災害などの保障が最大限に活かされる建物更生共済「むてきプラス」の普及、超高齢化社会到来に備えた「介護共済」や「認知症共済」、医療保障に対するニーズに応えた「医療共済」の普及に努め、組合員次世代層を含めたニューパートナー獲得に向けた「定期生命共済」や「こども共済」の加入推進にも努めました。

短期共済については、車社会の中で安心していただけるよう人身傷害保障、対人・対物賠償、車両保障などをセットした自動車共済「クルマスター」の普及拡大に努め、休日・夜間現場急行サービスを実施するなど、安心と信頼のおける事故相談活動及び事故処理の迅速な対応に努めました。

令和6年度 長期共済保有高実績 3,160億99百万円



注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払い契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

なお、年金共済の年額については、28億47百万円です。

6. 農業振興活動

◇農業関係の持続的な取り組み

1) 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

農薬の適正使用と防除履歴記帳、残留農薬分析によるトレーサビリティシステムの実践
GAP（農業生産工程管理）手法の取り組み

2) 担い手・新規就農者への支援

担い手育成・新規就農者を目的とした「営農講座」の継続実施

3) アグリランド「産直センター」「東部産直センター」「ひな産直センター」「kokocherry店」の充実による農業所得増大

4) アグリマイティー資金、JAバンク利子補給事業、JAバンク新規就農応援事業、農家の負担軽減を目的とした農業近代化資金の重点取組、災害経営安定対策資金等の積極的活用

5) 地元もち米給与による高品位牛肉（もち米牛）の生産

◇地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況）

1) 農業者等の経営支援に関する取組方針

2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

3) 地域活性化のための融資をはじめとする支援

4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

5) 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ、担い手に適した資金供給の取り組み

7. 地域貢献情報

◇社会貢献活動（社会的責任）

1) 環境保全への取り組み

農業用使用済プラスチックの回収・農家在庫不用農薬の回収
省エネ施設資材等の情報提供

2) 管内市町へ社会貢献用品寄贈を目標とした全役職員によるアルミ缶リサイクル回収運動の継続実施

◇地域貢献情報

1) 地域住民に親しまれ、信頼される福祉事業の展開

居宅介護支援事業と連携した居宅系介護福祉サービス事業部門（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与・販売、住宅改修事業）の包括的サービスの提供

2) 交通安全啓蒙活動、交通安全必要機材等の設置、交通事故防止対策への貢献

昭和48年から継続実施している管内1市4町への「カーブミラー」寄贈

3) 食農教育の取り組み

管内保育園、小・中学校に「つるり里芋」苗の提供

学校菜園への農業資材贈呈

管内小学校5年生全員への「ごはんちゃわん」、1年生全員への「ランチョンマット」の贈呈

4) 農業体験実習

管内保育園・幼稚園児、小・中学生による野菜と米づくりによる食農教育の実践

5) 学校給食への管内産農産物の提供による地産地消の啓蒙

6) フードロス削減のための活動

J A女性部による「フードドライブ」活動への参加

(家庭等で余っている食品や生活用品を持ち寄り地元施設に寄付する活動)

◇経営者保証に関する当組合の方針

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するため取組強化を図っております。

今後においても、当組合は、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、真摯に対応するよう努めてまいります。

○経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえたうえで検討しております。

○経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定してまいります。

○既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対して、丁寧かつ具体的に説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断してまいります。

○経営者保証を履行するときの対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定いたします。

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制等〔リスク管理方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、「リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミス等が発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミス等が発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、体制を整備しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

◎信用事業・共済事業を取り扱っている各支所（P. 7に記載しております）

◎本所金融部（信用事業）

電話：0237-86-8189

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

◎本所共済部（共済事業）

電話：0237-86-8190

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

山形県弁護士会示談あっせんセンター	電話：０２３－６３５－３６４８
仙台弁護士会紛争解決支援センター	電話：０２２－２２３－１００５
東京弁護士会紛争解決センター	電話：０３－３５８１－００３１
第一東京弁護士会仲裁センター	電話：０３－３５９５－８５８８
第二東京弁護士会仲裁センター	電話：０３－３５８１－２２４９

①の窓口またはＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、電話：０３－６８３７－１３５９）にお申し出下さい。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターには、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行えるわけではありません。具体的内容はＪＡバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：０３－５３６８－５７５７）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ＡＤＲ

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1：組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2：組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3：不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4：電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5：組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6：販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

10. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として、内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年2月末における自己資本比率は、16.26%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	さがえ西村山農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	3,508百万円（前年度3,551百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

1 1 . 事業のご案内

1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

◇為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、投資信託の販売、全国のJ Aでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

○取扱手数料一覧

(令和7年5月1日現在)

取 扱 手 数 料 項 目		手 数 料 金 額	徴 収 方 法	
項 目	細 目	(円)		
1. 貸出・貯金 等事務共通	(1)残高証明書			
	①所定帳票による継続発行 (1通)	550	受 付 の 都 度	
	②所定帳票による随時発行 (1通)	660	〃	
	③所定帳票以外の証明 (1通)	1,100	〃	
	④住宅取得にかかる継続発行分 (1通)	無 料		
	⑤監査法人向け証明書発行 (1通)	3,300	受 付 の 都 度	
2. 貸出・債務 保 証 事 務	(1) 融資証明書発行手数料 (1通)	3,300	受 付 の 都 度	
	(2) 貸付金条件変更手数料 (1件) (住宅ローンのみ、固定変動金利選択の固定金利を含む)	5,500	変 更 の 都 度	
	(3) 貸付金繰上償還手数料 (1件) 住宅ローンの場合			
	①一部繰上償還	22,000	償 還 の 都 度	
	②I Bによる一部繰上償還	無 料	〃	
	③全額繰上償還	33,000	繰 上 償 還 時	
	住宅ローン以外の場合			
	①一部繰上償還	3,300	償 還 の 都 度	
	②I Bによる一部繰上償還	3,300	〃	
	③全額繰上償還	3,300	繰 上 償 還 時	
	(4) 発行手数料 ローンカード	無 料		
	(5) 再発行手数料 ローンカード	1,650	受 付 の 都 度	
	(6) 貸付取扱手数料 住宅ローン			
	①融資金額1,000万円以下	55,000	融 資 の 都 度	
	②融資金額1,000万円超 5,000万円以下	77,000	〃	
	③融資金額5,000万円超10,000万円以下	110,000	〃	
	その他証書貸付	2,200	〃	
	3. 貯金事務	(1) 貯蓄貯金自動振替サービス手数料 (1契約)	無 料	
		(2) カード発行手数料		
		①I Cキャッシュカード (1枚)	無 料	
②J Aカード (一体型) (1枚)		無 料		
(3) 再発行手数料				
①貯金通帳 (1冊)		1,100	受 付 の 都 度	
②貯金証書 (1通)		1,100	〃	
③I Cキャッシュカード (1枚)		1,100	〃	
④J Aカード (一体型) (1枚)		1,100	〃	
(4) 手形等用紙代				
①小切手帳 (1冊)		660	交 付 の 都 度	
②約束手形・為替手形 (1冊)		880	〃	
③自己宛小切手 (1枚)		550	〃	
④マル専手形 (1枚)		550	〃	
(5) マル専当座貯金口座開設手数料 (1口座)		3,300	口 座 開 設 時	
(6) 口座振替・振込手数料 (1件)		個別契約による	個 別 契 約 に よ る	
(7) 窓口収納手数料	〃	〃		
(8) 同一店内振込手数料 (1件)				
①窓口 ・別利用者間	330	取 引 の 都 度		

取 扱 手 数 料 項 目	手 数 料 金 額	徴 収 方 法
項 目	(円)	
②自動化機器	110	取引の都度
③インターネットバンキング	無 料	
(9) 定時定額自動振替		
①定時自動集金手数料 (1件)	110	取引の都度
②定時自動送金手数料		
同一店舗宛	220	〃
本支所宛	550	〃
県内、県外系統宛	550	〃
他行宛	770	〃
(10) インターネットバンキングサービス利用料		
(1契約)	無 料	
(11) 法人J Aネットバンクサービス月額利用料		
(1契約・月額)		
①基本サービス (照会・振込サービス)	1,100	毎月 20 日
②基本サービス+データ伝送サービス	3,300	〃
(12) 貯金ネット手数料		
下表のとおり	下表のとおり	ネット取引の都度 (単位:円)

曜 日	時 間 帯	同一農協内取引 県内農協相互間 系統全国ネット		ゆうちょ銀行 提携ネット (注1)		業態間提携ネット			セブン・ ローソン・ イーネット ATM提携 (注2)
		入金	出金	入金	出金	JFマリン バンク	三菱東京 UFJ 銀行	以外	
平 日	8:00 ~ 8:45	無 料	無 料	無 料	220	無 料	110	220	220
	8:45 ~ 18:00				110		無 料	110	110
	18:00 ~ 23:00				220		110	220	220
土 曜 日	8:00 ~ 9:00				220		110	220	220
	9:00 ~ 14:00				110		110	220	110
	14:00 ~ 21:00				220		110	220	220
日 曜 日	8:00 ~ 21:00				220		110	220	220
祝 日	8:00 ~ 21:00				220		110	220	220
年 末 日	8:00 ~ 21:00				220		110	220	220

曜 日	時 間 帯	ATM振込 (注3)		
		JFマリン	他県 カード	他行 カード
		出金	出金	出金
平 日	8:00 ~ 8:45	無 料	無 料	220
	8:45 ~ 18:00			110
	18:00 ~ 23:00			220
土 曜 日	8:00 ~ 9:00			220
	9:00 ~ 14:00			220
	14:00 ~ 21:00			220
日 曜 日	8:00 ~ 21:00			220
祝 日	8:00 ~ 21:00			220
年 末 日	8:00 ~ 21:00			220

(注1) ゆうちょ銀行提携の貯金ネット手数料は、当組合の顧客が、ゆうちょ銀行のCD・ATMを使用する際に当組合が課金するもの。

(注2) セブン・ローソン・イーネットATM提携の貯金ネット手数料は、当組合の顧客がセブン・ローソン・イーネット提携ATMを使用する際に当組合が課金するもの。

(注3) JFマリンカード・他県カード・他行カードを利用して振込を行う際の「出金」手数料であり、この出金手数料とは別に振込手数料が発生します。

取 扱 手 数 料 項 目	手 数 料 金 額 (円)	徴 収 方 法
項 目 細 目		
(13)振込入金通帳発行手数料	3,850	1 冊 発 行 の 都 度
(14)地方自治体向けサービス・ADP 月額利用料 従量割り手数料	16,500 1件あたり3円加算	毎 月 2 0 日 取 引 の 都 度
(15)伝票持込手数料 11枚以上1枚にあたり	110	取 引 の 都 度
(16)当座性貯金口座開設手数料 2冊目以降1冊につき(貯金種目ごと)	1,100	取 引 の 都 度
4. 内国為替事務	(1) 為替手数料 下表のとおり	下表のとおり 為 替 取 引 の 都 度

		当 組 合 本 ・ 支 所 あ て （ 系 統 機 関 あ て も 含 む ）		他金融機関あて	
振込手数料	窓口利用	同一店舗 1件につき 330円		電信扱い	1件につき 880円
		他店舗、他JA、系統 1件につき 550円		文書扱い	1件につき 990円
	機械利用 (注2)	当組合カード	1件につき 440円	電信扱い	1件につき 660円
		他県・JFマリンカード	1件につき 440円	電信扱い	1件につき 660円
		他行カード	1件につき 550円	電信扱い	1件につき 770円
	個人IB	同一店舗 無 料 他店舗、他JA、系統 1件につき 330円		1件につき 440円	
	法人IB	同一店舗 無 料 他店舗、他JA、系統 1件につき 330円		1件につき 550円	
	ADP	同一店舗 無 料 他店舗、他JA、系統 1件につき 330円		1件につき 550円	
代金取立手数料 (隔地間)		1通につき 660円		普通扱い	1通につき 1,100円
		○振込の組戻料 1件につき 1,100円 ○不渡手形返却料 1通につき 1,100円 ○取立手形組戻料 1通につき 1,100円 ○取立手形店頭呈示料 1通につき 1,100円 ただし、1,100円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。 ○離島回金料 無 料 ○訂正依頼手数料 880円			

(注1) 視覚障がいをお持ちの顧客の窓口利用は、機械利用（自動化機器）と同額とする。

(注2) 機械利用とは定時定額送金契約による振込、自動化機器による振込等をいう。

取 扱 手 数 料 項 目		手 数 料 金 額 (円)	徴 収 方 法																				
項 目	細 目																						
	(2) 公金振込にかかる為替手数料 下表のとおり	下表のとおり	為替取引の都度及び 個別契約による																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">当 組 合 本 ・ 支 所 あ て (系 統 機 関 あ て も 含 む)</th><th colspan="2">他金融機関あて</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">公 金 振 込 手 数 料</td><td rowspan="2">窓 口 利 用</td><td>同一店舗 1件につき 330円</td><td>電信扱い 1件につき 880円</td></tr> <tr> <td>他店舗、他JA、系統 1件につき 550円</td><td>文書扱い 1件につき 990円</td></tr> <tr> <td>法 人 I B</td><td>同一店舗 無 料 他店舗、他JA、系統 無 料</td><td>1件につき 176円</td></tr> <tr> <td>A D P</td><td>同一店舗 無 料 他店舗、他JA、系統 無 料</td><td>1件につき 176円</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td colspan="2">○公金振込の組戻料 1件につき 1,100円</td></tr> </tbody> </table>		当 組 合 本 ・ 支 所 あ て (系 統 機 関 あ て も 含 む)		他金融機関あて		公 金 振 込 手 数 料	窓 口 利 用	同一店舗 1件につき 330円	電信扱い 1件につき 880円	他店舗、他JA、系統 1件につき 550円	文書扱い 1件につき 990円	法 人 I B	同一店舗 無 料 他店舗、他JA、系統 無 料	1件につき 176円	A D P	同一店舗 無 料 他店舗、他JA、系統 無 料	1件につき 176円			○公金振込の組戻料 1件につき 1,100円	
当 組 合 本 ・ 支 所 あ て (系 統 機 関 あ て も 含 む)		他金融機関あて																					
公 金 振 込 手 数 料	窓 口 利 用	同一店舗 1件につき 330円	電信扱い 1件につき 880円																				
		他店舗、他JA、系統 1件につき 550円	文書扱い 1件につき 990円																				
	法 人 I B	同一店舗 無 料 他店舗、他JA、系統 無 料	1件につき 176円																				
	A D P	同一店舗 無 料 他店舗、他JA、系統 無 料	1件につき 176円																				
		○公金振込の組戻料 1件につき 1,100円																					
5. 国債等 窓販事務	(1) 保護預り手数料 国債証券等の保護預り口座管理手数料	1口座につき 1か月あたり 110	毎 年 4 月																				
6. 投資信託 窓販事務	(1) 販売手数料 (2) 解約手数料	目論見書の定め による "	販 売 の 都 度 解 約 の 都 度																				
7. 両替事務	(1) 両替手数料・金種指定払戻手数料 ・取扱枚数（硬貨・紙幣合算） ① 1枚～20枚 ② 21枚～1,000枚 ③ 1,001枚～2,000枚 ④ 2,001枚以上1,000枚毎 (注1) 損券・損貨・記念硬貨の両替も対象とする。 (注2) 両替・金種指定払戻に新券を指定した場合、 その枚数を含む。	無 料 550 1,100 +550	取 引 の 都 度 " " "																				
8. 硬貨入金取扱 事務	(1) 硬貨入金取扱手数料 ・取扱枚数 ① 1枚～50枚 ② 51枚～1,000枚 ③ 1,001枚～2,000枚 ④ 2,001枚以上1,000枚毎	無 料 550 1,100 +550	取 引 の 都 度 " " "																				
9. 取引履歴発行 事務	依頼日より遡って5年以内 依頼日より遡って5年超10年以内 ※コピー代（1枚10円）及び郵送料は別途算出 （ただし、税務署、地公体等は別途）	1,100 2,200	取 引 の 都 度 "																				

取 扱 手 数 料 項 目		手 数 料 金 額 (円)	徴 収 方 法
項 目	細 目		
10. 株式払込金 等受入事務	(1) 一般払込手数料 (2) 一括取扱手数料	「株式払込金取扱手数料率」 のとおり 〃	払 込 の 都 度 〃
11. その他	(1) 相対契約によるその他の項目 (2) 媒体持込手数料 口座振替（振込）、総合振込、給与／賞与振込のため の媒体持込 ・磁気記録媒体（CD、DVD） ・帳票（紙ベースの媒体） (3) 未利用口座管理手数料	個別契約による 5,500 1,320	個 別 契 約 に よ る 受 付 の 都 度 毎年10月の第3土曜日

・上記手数料には消費税を含む。

○貯金商品一覧表

		商 品 内 容		
		預け入れ金額	預け入れ期間	特 徴
当 座 性 貯 金	当 座 貯 金	1 円以上	制限なし	会社や個人事業主の皆様の手形、小切手の決済口座用
	普 通 貯 金	1 円以上	制限なし	給与や年金等の自動受取や、公共料金の自動支払い口座用 キャッシュカードでのお取引や、サイフがわりに安全・確実な口座
	普 通 貯 金 (無利息型)			
	納 税 準 備 貯 金	1 円以上	制限なし	納税資金の準備口座
	貯 蓄 貯 金	1 円以上	制限なし	金額階層の利率を適用する変動金利型商品
	通 知 貯 金	5 万円以上	7 日以上	一週間後にご自由に解約可能な貯金
定 期 性 貯 金	期 日 指 定 定 期	1 円以上 300万円未満	1 年以上 3 年以下	個人の方だけにご利用いただける 1 年複利定期 1 年の据置期間経過後は、貯金者の指定する日を満期日とする貯金
	据 置 定 期	1 円以上 1,000万円未満	6 か月以上 5 年以下	個人の方だけにご利用いただける 1 年複利定期 6 か月の据置期間経過後は、貯金者の指定する日を満期日とする貯金
	ス ー パ ー 定 期 M 型	1 円以上	定型 1, 3, 6 か月 1, 2, 3, 4, 5 年 期日指定型	1 か月から 5 年までの預け入れ期間が選択できる定期貯金 3 年もの、4 年もの、5 年ものは半年複利の商品
	大 口 定 期	1,000万円以上	同 上	1,000万円以上のお預け入れの定期貯金
	変 動 金 利 定 期	1 円以上	3 年	ご契約日から半年毎に、金利が自動的に見直される便利な定期貯金 預け入れ期間は 3 年のみ
	譲 渡 性 貯 金 (N C D)	1,000万円以上	7 日以上5年未満	1,000万円以上からお預け入れできる商品 期間内に他に譲渡し換金可能
定 期 積 金		1 回当たり 1,000円以上	最低 6 か月 最長10年	お客様の資産形成をお手伝いする便利な貯蓄商品 教育、住宅、旅行等の準備資金
定 期 積 金 (満期分散式)		1 個別口当たり 1 回につき 1,000円以上	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 年	掛金を満期日に合わせ親定積、子定積でもって毎月同額の掛金を掛 込むことによって、契約期間中最低 2 度以上満期日が到来する商品
定 期 積 金 (通 増 式)		1 回当たり		掛金を毎月一定金額掛込みますが、契約期間中年単位で掛金を増額 できる商品
定 期 積 金 (通 減 式)		1,000円以上		掛金を毎月一定金額掛込みますが、契約期間中年単位で掛金を減額 できる商品
組 み 合 わ せ 商 品	総 合 口 座	普通貯金と定期貯金を 1 冊の通帳にセットした、便利で有利な組み合わせ商品です。 普通貯金の残高が不足しても定期貯金の掛込残高の90% (最高200万円) まで自動的にご融資いた します。		
	積 立 式 定 期 貯 金	毎月一定額をスーパー定期や期日指定定期貯金としてお預かりし、契約期間終了後に一括して受取 できる商品です。 口座振替による自動積立により、コツコツ貯めて大きな夢の実現にご利用いただけます。		
	財 形 貯 金	毎月の給料 (ボーナス) から一定額を天引きで積み立てる勤労者向けの有利な貯蓄商品です。 種類は「一般」、「年金」、「住宅」の 3 種類があり、「年金」と「住宅」は利子非課税制度 (1 人550 万円まで) の適用を受けることができます。		

○貸出商品一覧表

資金の種類	融 資 限 度	融 資 期 間	資 金 の 内 容
アグリマイティー 資金	組員・農業者等、 事業費の範囲内	10年以内（但し、対象事 業に応じ最長20年以内）	生産・担い手・加工・流通・販売に必要な資金 及び地域の活性化・振興を支援するための設 備・運転資金
地域振興資金	必要額	1年以上15年以内	地域社会の発展に寄与するために地域振興に要 する資金
中核農家・後継者 育成資金	5,000万円	1年以上20年以内	農地取得・規模拡大・農舎・農機・教育・研修・ 結婚等に必要な資金
組員事業資金	10,000万円	1年以上15年以内	設備資金・運転資金
中小企業事業 資金	10,000万円	1年以上15年以内	運転資金及び設備資金等事業運営に必要な資金
住宅ローン	10,000万円	3年以上50年以内	住宅の新改築・借換資金、住宅・宅地の購入 資金
リフォームローン	2,000万円	6か月以上20年以内	住宅の増改築・改装・補修資金、住宅に付帯す る施設等の住宅関連設備資金
賃貸住宅ローン (組員の方)	40,000万円	1年以上30年以内	賃貸住宅（含店舗併用住宅）の建設、増改築及 び補改修に要する資金
農泊ローン	5,000万円	1年以上30年以内	農泊事業に使用するための増改築・改装・補修、 農泊施設の新築等および関連設備の設置など
教育ローン (一般型)	1,000万円	6か月以上15年以内	進学者の入学金・授業料及び下宿代など、進学に 要する一切の資金
教育ローン (カード型)	極度額 700万円	契約期間1年間 (自動更新)	同上(教育ローン(一般型)と併用も可能)
マイカーローン	1,000万円	6か月以上15年以内	乗用車・貨物自動車の取得資金 点検・修理・車検・共済掛金等諸費用 オートバイ購入、他社借換資金、免許取得費用 車庫の購入・新築(1,000千円以内)
営農ローン (組員の方)	極度額 500万円	契約期間1年間 (自動更新)	営農及び生活に必要な資金
カードローン (約定返済型)	極度額 300万円	契約期間1年間 (自動更新)	生活に必要な一切の資金(70歳迄)
給振・財形ローン	200万円	1年以上5年以内	生活に必要な一切の資金 (但し、年収の50%以内)
福祉リフォーム ローン	500万円	1年以上10年以内	高齢者や障害者が住みやすい住宅にリフォーム するために必要な資金
福祉介護ローン	500万円	6か月以上10年以内	介護用機器の購入資金 医療費・介護施設の入所費などに必要な資金
アグリスーパー 資金	品目横断的経営安定対策 の交付金相当額と安定対 策対象品目の販売代金相 当額の合計額の範囲内	契約期間1年以内 1年毎に別途更新手続 を行う	品目横断的経営安定対策としての短期運転資金
担い手応援 ローン	極度額 3,000万円	契約期間1年間 (自動更新)	農業生産・経営に必要な短期の運転資金
J A農機ハウス ローン	1,800万円	1年以上10年以内	農業機械・ハウス施設等の取得資金
多目的ローン	1,000万円	6か月以上10年以内	生活に必要な一切の資金 (資金使途所要金額が見積書等で確認できること)
フリーローン	500万円	6か月以上10年以内	生活に必要な一切の資金

注) 介護ローンの貸付要領の詳細は、別に定める「介護ローンに関する取扱の手引」による。

〔共済事業〕

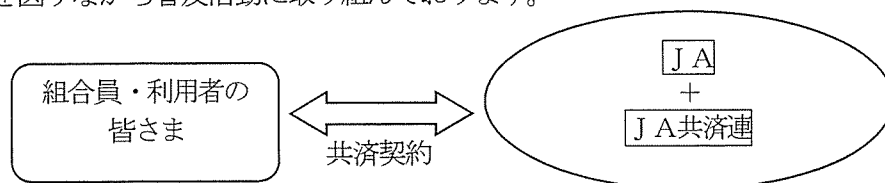
J A共済は、組合員や地域の皆様の暮らしをサポートするため、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を提供しております。生命保障と損害保障の両方を実施しており、専門知識を有したライフアドバイザーやスマイルサポーターを中心に、地域信頼度ナンバーワンを目指して、一人ひとりに合った最適なライフプランの提案やフォロー活動などを行っております。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による組合員・利用者を第一に考えた寄り添う活動を実践しています。

◇J A共済の仕組み

J A共済は、平成17年4月1日から、J AとJ A共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。

J AとJ A共済連がそれぞれの役割を担い、J A共済の安全性・有利性をPRするとともに、利用者満足度向上を図りながら普及活動に取り組んでおります。



J A : J A共済の窓口です。

J A共済連 : J A共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

〔農業関連事業〕

◇販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。当J A管内において生産された米、野菜、果樹等を「さがえ西村山ブランド」として市場等に出荷、販売をしています。「地産地消」の取り組みとして、アグリランド産直センター・アグリランド東部産直センター・アグリランドひな産直センター・アグリランドkokocherry店などの産直施設での販売や学校給食に提供するなど、管内でとれた新鮮な農産物を地元消費者に提供しています。

さらに、特販事業では季節ごとの農産物ギフト商品（宅配便）として、全国の消費者にお届けしています。

◇購買事業

J Aアグリ店・営農生活センター購買店舗（生産資材店舗）では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や果実、野菜等を出荷している農家向けの商品だけではなく、家庭菜園向けの商品も取り揃えています。J Aアグリ寒河江店には営農相談コーナーを設け、営農指導員が営農や園芸に関するアドバイスも行っています。

〔営農・生活相談事業〕

◇営農指導相談

◇くらしの相談

◇健康づくり

◇高齢者福祉活動

〔生活関連事業〕

◇介護保険事業

◇冠婚葬祭事業

◇店舗事業

など。

2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。

◇「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の J A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※ 2023 年 3 月末における残高は 1,651 億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2023 年 3 月末現在で 4,708 億円となっています。

12. 経営資料

○決算の状況

1) 貸借対照表 (2事業年度分)

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
資 産 の 部			負 債 の 部		
1. 信用事業資産	120,886,202	120,330,215	1. 信用事業負債	124,666,861	126,068,920
(1) 現金	604,931	562,947	(1) 貯 金	124,218,380	125,460,090
(2) 預 金	82,308,194	81,564,273	(2) 借 入 金	2,374	1,159
系統預金	82,078,509	81,427,525	(3) その他の信用事業負債	423,959	587,202
系統外預金	229,685	136,748	未払費用	13,623	52,072
(3) 有価証券	13,129,240	12,942,400	その他の負債	410,336	535,130
国 債	7,856,440	7,559,970	(4) 債務保証	22,148	20,469
地方債	1,500,590	1,498,960	2. 共済事業負債	521,759	475,708
政府保証債	1,565,220	1,825,990	(1) 共済資金	227,251	192,238
社 債	2,206,990	2,057,480	(2) 未経過共済付加収入	292,931	282,109
(4) 貸 出 金	24,419,798	24,751,891	(3) 共済未払費用	1,577	1,354
(5) その他の信用事業資産	517,012	580,731	(4) その他の共済事業負債	-	7
未収収益	479,750	563,268	3. 経済事業負債	340,346	914,187
その他の資産	37,262	17,463	(1) 経済事業未払金	136,353	228,032
(6) 債務保証見返	22,148	20,469	(2) 経済受託債務	191,420	675,890
(7) 貸倒引当金	△ 115,121	△ 92,496	(3) その他の経済事業負債	12,573	10,265
2. 共済事業資産	559	551	4. 雑 負 債	538,261	431,429
(1) その他の共済事業資産	559	551	(1) 未払法人税等	42,973	25,879
3. 経済事業資産	2,476,532	2,899,606	(2) リース債務	4,638	2,319
(1) 経済事業未収金	510,877	570,000	(3) 資産除去債務	23,528	23,528
(2) 経済受託債権	1,182,293	1,479,082	(4) その他の負債	467,122	379,703
(3) 棚卸資産	763,507	809,782	5. 諸 引 当 金	986,986	932,246
購 買 品	698,419	748,656	(1) 賞与引当金	80,900	85,300
その他の棚卸資産	65,088	61,126	(2) 退職給付引当金	617,004	585,832
(4) その他の経済事業資産	63,416	84,650	(3) 役員退職慰労引当金	48,648	56,169
(5) 貸倒引当金	△ 43,561	△ 43,908	(4) 特例業務負担金引当金	240,434	204,945
4. 雑 資 産	282,686	316,626	負債の部合計	127,054,213	128,822,490
(1) 雑 資 産	283,452	316,952	純 資 産 の 部		
(2) 貸倒引当金	△ 766	△ 326	1. 組合員資本	10,200,945	10,255,808
5. 固 定 資 産	3,632,479	3,755,814	(1) 出 資 金	3,550,704	3,507,582
(1) 有形固定資産	3,616,195	3,730,833	(2) 資本準備金	104,984	104,984
建 物	6,144,941	6,264,737	(3) 利益剰余金	6,580,762	6,684,666
機 械 装 置	1,283,795	913,352	利益準備金	2,141,975	2,211,975
土 地	2,169,003	2,167,057	その他利益剰余金	4,438,787	4,472,691
リース資産	16,232	16,232	特別積立金	2,778,553	2,828,553
その他の有形固定資産	1,797,306	1,774,616	農業経営支援積立金	234,000	234,000
減価償却累計額	△ 7,795,082	△ 7,405,161	農業関連施設整備積立金	300,000	272,000
(2) 無形固定資産	16,284	24,981	健康福祉事業積立金	30,000	50,000
6. 外 部 出 資	8,772,568	9,596,828	生活関連施設建設積立金	76,000	55,000
(1) 外 部 出 資	8,772,568	9,596,828	経営安定対策積立金	117,000	166,000
系統出資	8,409,216	9,233,216	事業基盤強化積立金	170,000	108,000
系統外出資	285,002	285,262	当期末処分剰余金	733,234	759,138
子会社等出資	78,350	78,350	(うち当期剰余金)	(323,926)	(317,252)
7. 繰延税金資産	252,902	261,594	(4) 処分未済持分	△ 35,505	△ 41,424
			2. 評価・換算差額等	△ 951,230	△ 1,917,064
			(1) 其他有価証券評価差額金	△ 951,230	△ 1,917,064
			純資産の部合計	9,249,715	8,338,744
資産の部合計	136,303,928	137,161,234	負債及び純資産の部合計	136,303,928	137,161,234

2) 損益計算書 (2事業年度分)

(単位: 千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	3,220,629	3,052,175
事業収益	8,567,167	9,671,093
事業費用	5,346,538	6,618,918
(1) 信用事業収益	912,365	1,023,965
資金運用収益	801,387	889,381
(うち預金利息)	(381,207)	(490,136)
(うち有価証券利息)	(99,260)	(121,716)
(うち貸出金利息)	(313,958)	(277,470)
(うちその他受入利息)	(6,962)	(59)
役務取引等収益	48,076	53,929
その他事業直接収益	30,586	49,941
その他経常収益	32,316	30,714
(2) 信用事業費用	113,014	279,262
資金調達費用	7,775	59,912
(うち貯金利息)	(7,602)	(59,749)
(うち給付補てん備金繰入)	(171)	(163)
(うち借入金利息)	(2)	(-)
その他事業直接費用	-	46,158
その他経常費用	105,239	173,192
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 68,360)	(△ 6,374)
信用事業総利益	799,351	744,703
(3) 共済事業収益	775,356	713,679
共済付加収入	728,734	674,540
その他の収益	46,622	39,139
(4) 共済事業費用	48,131	39,478
共済推進費	28,466	25,212
共済保全費	11,057	7,409
その他の費用	8,608	6,857
共済事業総利益	727,225	674,201
(5) 購買事業収益	3,502,466	3,395,394
購買品供給高	3,243,826	3,116,332
購買手数料	91,767	93,230
修理サービス料	41,936	38,841
その他の収益	124,937	146,991
(6) 購買事業費用	2,706,456	2,654,812
購買品供給原価	2,490,683	2,440,773
購買品供給費	75,643	75,339
修理サービス費	7,038	6,808
その他の費用	133,092	131,892
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 295)
(うち貸倒引当金繰入)	(3,937)	(-)
購買事業総利益	796,010	740,582
(7) 販売事業収益	390,147	389,661
販売手数料	326,618	332,279
その他の収益	63,529	57,382
(8) 販売事業費用	60,564	58,440
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 151)	(-)
(うち貸倒引当金繰入)	(-)	(642)
販売事業総利益	329,583	331,221
(9) 特販事業収益	1,385,173	2,483,968
販売品販売高	1,315,302	2,430,749
その他の収益	69,871	53,219
(10) 特販事業費用	1,259,256	2,429,387
販売品販売原価	1,176,589	2,352,409
販売費	20,797	18,163
その他の費用	61,870	58,815
特販事業総利益	125,917	54,581
(11) 保管事業収益	62,224	60,998
(12) 保管事業費用	9,621	7,437
保管事業総利益	52,603	53,561
(13) 加工事業収益	98,832	119,654
(14) 加工事業費用	65,538	67,052
加工事業総利益	33,294	52,602
(15) 営農利用事業収益	112,484	128,790
(16) 営農利用事業費用	65,984	65,092
営農利用事業総利益	46,500	63,698

科 目	令和5年度	令和6年度
(17) 生活利用事業収益	5,860	5,952
(18) 生活利用事業費用	626	752
生活利用事業総利益	5,234	5,200
(19) 旅行事業収益	7,844	9,894
(20) 旅行事業費用	529	496
旅行事業総利益	7,315	9,398
(21) 観光農業事業収益	7,022	5,321
(22) 観光農業事業費用	1,341	1,188
観光農業事業総利益	5,681	4,133
(23) 農地利用集積円滑化事業収益	-	-
(24) 農地利用集積円滑化事業費用	-	-
農地利用集積円滑化事業総利益	-	-
(25) 友遊館事業収益	23,842	26,637
(26) 友遊館事業費用	20,405	17,588
友遊館事業総利益	3,437	9,049
(27) 福祉介護事業収益	306,010	321,692
(28) 福祉介護事業費用	92,834	101,187
福祉介護事業総利益	213,176	220,505
(29) 産直事業収益	958,734	970,762
(30) 産直事業費用	808,576	804,463
産直事業総利益	150,158	166,299
(31) その他事業収益	1,888	1,987
(32) その他事業費用	37	92
その他事業総利益	1,851	1,895
(33) 指導事業収入	16,920	12,739
(34) 指導事業支出	93,626	92,192
指導事業収支差額	△ 76,706	△ 79,453
2. 事業管理費	2,902,016	2,866,456
(1) 人件費	2,226,653	2,169,655
(2) 業務費	123,934	133,910
(3) 諸税負担金	108,981	105,339
(4) 施設費	427,071	440,646
(5) その他事業管理費	15,377	16,906
事業利益	318,613	185,719
3. 事業外収益	273,325	188,595
(1) 受取雑利息	578	783
(2) 受取出資配当金	138,820	42,937
(3) 賃貸料	106,472	106,689
(4) 雑収入	27,455	38,186
4. 事業外費用	9,846	7,047
(1) 寄付金	72	72
(2) 雑損失	64	33
(3) 貸与資産償却費	9,710	6,942
経常利益	582,092	367,267
5. 特別利益	258	73,243
(1) 固定資産処分益	258	9,942
(2) 一般補助金	-	63,301
6. 特別損失	97,009	84,842
(1) 固定資産処分損	25,822	21,098
(2) 固定資産圧縮損	-	61,828
(3) 減損損失	71,187	1,916
税引前当期利益	485,341	355,668
法人税、住民税及び事業税	69,347	31,425
過年度法人税等還付税額	△ 1,494	-
法人税等調整額	93,562	6,991
法人税等合計	161,415	38,416
当期剰余金	323,926	317,252
当期首繰越剰余金	186,308	196,886
農業経営支援積立金取崩額	16,000	16,000
農薬関連施設整備積立金取崩額	-	78,000
生活関連施設建設積立金取崩額	24,000	45,000
経営安定対策積立金取崩額	183,000	14,000
事業基盤強化積立金取崩額	-	92,000
当期末処分剰余金	733,234	759,138

注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3) 注 記 表

令和5年度

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】	
1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法	
(1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）	
(2) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法	
(3) その他有価証券	
① 時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
② 時価のないもの	移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法	
アグリ店舗及び一般購買品（肥料・農薬・包装資材・生産資材）	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他一般購買品	売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	
① 建物（建物付属設備を除く）	
(イ) 平成10年3月31日以前に取得したもの	定率法を採用しています。
(ロ) 平成10年4月1日以後に取得したもの	定額法を採用しています。
② 建物付属設備・構築物	
(イ) 平成28年3月31日以前に取得したもの	定率法を採用しています。
(ロ) 平成28年4月1日以後に取得したもの	定額法を採用しています。
③ 機械設備・車両運搬具・器具備品	定率法を採用しています。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。	
(2) 無形固定資産	残存価額をゼロとする定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づき定額法により償却しています。
(3) リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法により償却しています。
4. 引当金（農協法第11条の34第1項に規定する価格変動準備金を含む）の計上基準	
(1) 貸倒引当金	貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融部等が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理課が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
(2) 賞与引当金	職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
(3) 退職給付引当金	職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。
① 退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理することとしています。 過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
(4) 役員退職慰労引当金	役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。
(5) 特例業務負担金引当金	旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和6年2月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準	
当組合は「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。	
(1) 購買事業	農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡し義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
(2) 販売事業	組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡し義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
(3) 保管事業	組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
(4) 加工事業	組合員が生産した農産物を原料に、加工食品を製造販売する事業や、卸売業者より仕入れた各種原料を基に製造販売するアイス事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡し義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
(5) 利用事業	ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫などの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
(6) 福祉介護事業	要介護者を対象としたデイサービス・ショートステイ・訪問介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で

充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (7) 指導事業 組合員の営農に係る各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。 7. 記載金額の端数処理 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、その結果千円未満の金額の科目については「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 米共同計算 当組合は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。 そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」とを合算して、再度共同計算を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債権に、受託販売品の販売代金を計上しています。 共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。	【会計上の見積りに関する注記】
1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当期の計算書類に計上した金額 269,418 千円（繰延税金負債との相殺前） (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得見積りについては、令和5年12月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 71,187 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては令和5年12月に作成した中期経営計画の基礎として算定しており、中期計画以降の将来のキャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 159,448 千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	【貸借対照表に関する注記】
1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,430,933 千円であり、その内訳は次のとおりです。 建物 2,398,682 千円 構築物 254,102 千円 機械装置 1,518,461 千円 車両運搬具 366 千円 器具備品 95,731 千円 土地 163,591 千円 2. 担保に供している資産 定期預金のうち、12,660,000 千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、3,000,000 千円を為替決済の担保に、152,500 千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。 3. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額 子会社等に対する金銭債権の総額は242,824 千円です。 子会社等に対する金銭債務の総額は303,191 千円です。 4. 役員に対する金銭債権・債務の総額 理事、監事に対する金銭債権はありません。 理事、監事に対する金銭債務はありません。 なお、融資条件が予め統一されている、いわゆる統一ローン等は開示対象に含めておりません。 5. 信用事業を行う組合に要求される注記 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は19,961 千円、危険債権額は239,933 千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権及び、貸出条件緩和債権額はあります。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は259,894 千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。	31

【損益計算書に関する注記】

- 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額
 - 子会社等との取引による収益総額 161,418千円
うち事業取引高 55,203千円 うち事業取引以外の取引高 106,215千円
 - 子会社等との取引による費用総額 102,833千円
うち事業取引高 13,316千円 うち事業取引以外の取引高 89,517千円
- 減損会計に関する注記
 - 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要
管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行い、支所・富農生活センター等については、固定資産の管理単位並びに事業損益区分単位、人員配置と業務の相関関係を勘案して地区単位でグルーピングを行っております。また、本所並びに配送センター、移動販売車、倉庫、利用施設等については、それぞれJA全体の共用資産として取扱われ、グルーピングされております。各アグリ店については各店舗がそれぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位であることから店舗毎のグルーピングを行っております。また、健康福祉センター、葬祭センターについては、各センター毎のグルーピングを行っております。各農機センターについては中央農機センターが各農機センターを統括する広域的性質を有していることから農機センターグループでグルーピングを行っております。
なお、令和5年度より実施している移動販売車については、管内中山間地域の高齢者世帯を対象として、生鮮食品をはじめとした生活必需品の販売に合わせ、見守り活動を実施するなど、営利獲得ではなく社会貢献的な事業であることから全体共用資産として取り扱っております。当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
健康福祉センター	介護福祉施設	建物
チェリーランド店	店舗	器具備品
西川地区グループ	事務所他	建物・建物附属設備・構築物・機械装置 器具備品・無形固定資産・土地
旧醍醐支所	遊休資産	建物・土地
旧大谷支所	遊休資産	建物・土地
旧北谷地支所	遊休資産	建物・土地
 - 減損損失の認識に至った経緯
健康福祉センター・チェリーランド店・西川地区グループは減損の兆候として、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスの状況にあり、投資額の回収が見込まれないことから減損損失として認識しました。
旧醍醐支所・旧大谷支所・旧北谷地支所は減損の兆候として、ふれあいセンターの営業終了後遊休施設となっており、今後の利活用計画も未定であることから、減損損失として認識しました。
 - 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳
健康福祉センター 415千円 (建物 415千円)
チェリーランド店 1,685千円 (器具備品 1,685千円)
西川地区グループ 30,849千円 (建物 19,332千円、建物附属設備 697千円、構築物 69千円、機械装置 1,695千円、器具備品 1,280千円、無形固定資産 787千円、土地 6,989千円)
旧醍醐支所 6,449千円 (建物 5,930千円、土地 519千円)
旧大谷支所 15,630千円 (建物 5,663千円、土地 9,967千円)
旧北谷地支所 16,159千円 (建物 10,791千円、土地 5,368千円)
合 計 71,187千円 (建物 42,131千円、建物附属設備 697千円、構築物 69千円、機械装置 1,695千円、器具備品 2,965千円、無形固定資産 787千円、土地 22,843千円)
 - 回収可能価額の算定方法
健康福祉センター・チェリーランド店の回収可能価額は正味売却価額を採用しています。
西川地区グループ・旧醍醐支所・旧大谷支所・旧北谷地支所の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、土地の時価額から直近解体費用実績を用いた解体金額を差引した数値を正味売却価額としております。

【金融商品に関する注記】

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
有価証券は、主に国債及び地方債等の債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
また、営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
 - 市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
(市場リスク管理に係る定量的情報)
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.37%上昇したものと想定した場合に、経済価値が560,019千円減少するものと把握しています。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。
当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 金融商品の時価に関する事項
 - 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	82,308,194	82,267,209	△40,985
有価証券			
その他有価証券	13,129,240	13,129,240	-
貸出金	24,419,798		
貸倒引当金(※1)	115,121		
貸倒引当金控除後	24,304,677	24,385,688	81,011
経済事業未収金	510,877		
経済受託債権	1,182,293		
貸倒引当金(※1、2)	43,561		
貸倒引当金控除後	1,649,609	1,649,609	-
資 産 計	121,391,720	121,431,746	40,026
貯金	124,218,380	124,144,667	△73,713
負 債 計	124,218,380	124,144,667	△73,713

(※1) 貸出金及び経済事業未収金、経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 貸倒引当金の実績率算定は、経済事業に係る債権を一体で算定しているため、合算して記載しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権などについて、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれてはいません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	8,772,568

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	82,308,194	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	14,100,000
貸出金(※1、2)	2,412,574	1,663,502	1,546,807	1,370,141	1,200,004	16,090,730
経済事業未収金(※3)	468,552	-	-	-	-	-
経済受託債権	1,182,293	-	-	-	-	-
合 計	86,371,613	1,663,502	1,546,807	1,370,141	1,200,004	30,190,730

(※1) 貸出金のうち、当座貸越569,046千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等136,040千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等42,325千円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	117,186,898	3,687,994	2,456,791	185,678	694,546	6,473

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項
有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券はありません。

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差額(※)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価 を超えるもの	国債	699,268	750,240	50,972
	地方債	99,981	100,810	829
	社債	200,000	204,900	4,900
	小計	999,249	1,055,950	56,701
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価 を超えないもの	国債	7,666,940	7,106,200	△560,740
	地方債	1,499,644	1,399,780	△99,864
	政府保証債	1,699,963	1,565,220	△134,743
	社債	2,198,990	2,002,090	△196,900
	小計	13,065,537	12,073,290	△992,247
合 計		14,064,786	13,129,240	△935,546

(※) なお、上記評価差額から繰延税金負債15,684千円を差し引いた額△951,230千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2. 当期中に売却した満期保有目的の債券
当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
3. 当期中に売却したその他有価証券 (単位：千円)
- | | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
|-----|---------|--------|-----|
| 地方債 | 209,388 | 9,388 | - |
| 社債 | 721,198 | 21,198 | - |
| 合 計 | 930,586 | 30,586 | - |
4. 当期中において、保有目的が変更となった有価証券
従来、満期保有目的で保有していた国債（取得原価または償却減価 499,506 千円）をその他有価証券に変更しております。これは、今後見込まれる大口融資入札に応じるため、令和6年3月に売却したことに基づくものです。この変更により有価証券が 48,394 千円増加し、繰延税金資産が 13,386 千円減少し、その他有価証券評価差額金が 35,008 千円増加しています。
5. 当期中に減損処理した有価証券
当期中に減損処理した有価証券はありません。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全共連との契約に基づく確定給付型年金制度（DB）及び全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。
2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | 期首における退職給付債務 | |
|----------------|--------------|
| 勤務費用 | 1,106,570 千円 |
| 利息費用 | 60,908 千円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 8,422 千円 |
| 退職給付の支払額 | △58,720 千円 |
| 期末における退職給付債務 | △123,088 千円 |
| | 994,092 千円 |
3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- | 期首における年金資産 | 確定給付型年金制度（DB） | 特定退職金共済制度 |
|----------------|---------------|------------|
| 期待運用収益 | 511,478 千円 | 25,561 千円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 5,371 千円 | △302 千円 |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | △302 千円 | 21,541 千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | 21,541 千円 | 1,440 千円 |
| 退職給付の支払額 | 1,440 千円 | △49,490 千円 |
| 期末における年金資産 | △49,490 千円 | 491,223 千円 |
| | 491,223 千円 | 24,376 千円 |
4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
- | 退職給付債務 | 994,092 千円 |
|-------------|----------------------------|
| 年金資産 | 確定給付型年金制度（DB）
特定退職金共済制度 |
| | △491,223 千円
△24,376 千円 |
| 未積立退職給付債務 | 478,493 千円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 138,511 千円 |
| 貸借対照表計上額純額 | 617,004 千円 |
| 退職給付引当金 | 617,004 千円 |
5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額
- | | |
|----------------|------------|
| 勤務費用 | 60,908 千円 |
| 利息費用 | 8,422 千円 |
| 期待運用収益 | △5,370 千円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △10,200 千円 |
| 合計 | 53,760 千円 |
6. 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
- (1) 確定給付型年金制度（DB）
一般勘定 100%
- (2) 特定退職金共済制度
- | | |
|--------|------|
| 債券 | 64% |
| 年金保険投資 | 28% |
| 現金及び預金 | 3% |
| その他 | 5% |
| 合計 | 100% |
7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
- | | |
|---------------|----------------|
| 割引率 | 「△0.13%～2.09%」 |
| 長期期待運用収益率 | 1.0% |
| 過去勤務費用の処理年数 | 10年 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
9. 特例業務負担金の将来見込額
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 29,744 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。
なお、同組合より示された令和5年2月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、268,536 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳
- | | |
|------------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金超過額 | 22,874 千円 |
| 退職給付引当金否認額 | 170,663 千円 |
| 特例業務負担金引当金否認額 | 66,504 千円 |
| 役員退職慰労引当金否認額 | 13,456 千円 |
| 賞与引当金否認額 | 22,377 千円 |
| 未払金・未払費用否認額 | 20,341 千円 |
| 減損損失否認額 | 101,284 千円 |
| その他有価証券 | 274,456 千円 |
| その他 | 18,267 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 710,222 千円 |
| 評価性引当額 | △440,804 千円 |
| 繰延税金資産合計（A） | 269,418 千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券 | △15,684 千円 |
| その他 | △832 千円 |
| 繰延税金負債（B） | △16,516 千円 |
| 繰延税金資産の純額（A）+（B） | 252,902 千円 |

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.99%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.96%
事業分量配当等の損金に算入される項目	△6.29%
住民税均等割額	1.10%
評価性引当額の増減	16.32%
法人税額の特別控除	△2.02%
過年度法人税、住民税及び事業税等	△0.31%
その他	△0.23%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.26%
【賃貸等不動産に関する注記】	
1. 賃貸等不動産の状況に関する事項	
当組合では寒河江市その他の地域において保有する土地・建物等を賃貸の用に供しています。	
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項 (単位：千円)	
貸借対照表計上額	時 価
299,587	377,511
(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。	
(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。	
また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。	
【収益認識に関する注記】	
「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。	

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 時価のないもの
移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
アグリ店舗及び一般購買品（肥料・農薬・包装資材・生産資材）
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他一般購買品
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - ① 建物（建物付属設備を除く）
 - (イ) 平成10年3月31日以前に取得したもの
定率法を採用しています。
 - (ロ) 平成10年4月1日以後に取得したもの
定額法を採用しています。
 - ② 建物付属設備・構築物
 - (イ) 平成28年3月31日以前に取得したもの
定率法を採用しています。
 - (ロ) 平成28年4月1日以後に取得したもの
定額法を採用しています。
 - ③ 機械設備・車両運搬具・器具備品
定率法を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
 - (2) 無形固定資産
残存価額をゼロとする定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法により償却しています。
4. 引当金（農協法第11条の34第1項に規定する価格変動準備金を含む）の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融部等が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理課が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - (2) 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理することとしています。
過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。
 - (5) 特例業務負担金引当金
旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和7年2月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準
当組合は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。
 - (1) 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - (2) 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - (3) 保管事業
組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しています。
 - (4) 加工事業
組合員が生産した農産物を原料に、加工食品を製造販売する事業や、卸売業者より仕入れた各種原料を基に製造販売するアイス事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - (5) 利用事業
ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫などの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
 - (6) 福祉介護事業
要介護者を対象としたデイサービス・ショートステイ・訪問介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(7) 指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。 7. 記載金額の端数処理 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、その結果千円未満の金額の科目については「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2) 米共同計算 当組合は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。 そのうち、米については販売を「JAが行いプール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」とを合算して、再度共同計算を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。 また、経済受託債権に、受託販売品の販売代金を計上しています。 共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。 (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。	【会計上の見積りに関する注記】
1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当期の計算書類に計上した金額 262,427千円（繰延税金負債との相殺前） (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得見積りについては、令和5年12月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,916千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては令和5年12月に作成した中期経営計画の基礎として算定しており、中期計画以降の将来のキャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 136,730千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法 「重要な会計方針にかかる事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	【貸借対照表に関する注記】
1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,902,054千円であり、その内訳は次のとおりです。 建物 2,395,965千円 構築物 243,844千円 機械装置 1,027,305千円 車両運搬具 366千円 器具備品 70,983千円 土地 163,591千円 2. 担保に供している資産 定期預金のうち、12,660,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、3,000,000千円を為替決済の担保に、152,500千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供供しています。 3. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額 子会社等に対する金銭債権の総額は197,217千円です。 子会社等に対する金銭債務の総額は487,904千円です。 4. 役員に対する金銭債権・債務の総額 理事、監事に対する金銭債権はありません。 理事、監事に対する金銭債務はありません。 なお、融資条件が予め統一されている、いわゆる統一ローン等は開示対象に含めておりません。 5. 信用事業を行う組合に要求される注記 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は18,957千円、危険債権額は216,393千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち 三月以上延滞債権及び、貸出条件緩和債権額はあります。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は235,350千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。	37

【損益計算書に関する注記】

- 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額
 - 子会社等との取引による収益総額 158,663千円
うち事業取引高 51,740千円 うち事業取引以外の取引高 106,923千円
 - 子会社等との取引による費用総額 114,219千円
うち事業取引高 10,447千円 うち事業取引以外の取引高 103,772千円
- 減損会計に関する注記
 - 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要
管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行い、支所・営農生活センター等については、固定資産の管理単位並びに事業損益区分単位、人員配置と業務の相関関係を勘案して地区単位でグルーピングを行っております。また、本所並びに配送センター、移動販売車、倉庫、利用施設等については、それぞれJA全体の共用資産として取扱われ、グルーピングされております。各アグリ店については各店舗がそれぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位であることから店舗毎のグルーピングを行っております。また、健康福祉センター、葬祭センターについては、各センター毎のグルーピングを行っております。各農機センターについては中央農機センターが各農機センターを統括する広域的性質を有していることから農機センターグループでグルーピングを行っております。
移動販売車については、管内中山間地域の高齢者世帯を対象として、生鮮食品をはじめとした生活必需品の販売に合わせ、見守り活動を実施するなど、営利獲得ではなく社会貢献的な事業であることから全体共用資産として取り扱っております。当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
東部産直センター	店舗	土地
旧大谷ふれあいセンター	遊休施設	土地
旧河北第3給油所跡地	遊休施設	土地
 - 減損損失の認識に至った経緯
東部産直センターは減損の兆候として、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスの状況にあります。今年度の単年キャッシュ・フローがマイナスであることから、正味売却価格を算定し、帳簿価格との差額を減損損失として認識しました。
旧大谷ふれあいセンターは減損の兆候として、ふれあいセンターの営業終了後遊休施設となっており、今後の利活用計画も未定であることから、正味売却価格を算定し、帳簿価格との差額を減損損失として認識しました。
旧河北第3給油所跡地は遊休状態となっており、時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。
 - 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳
東部産直センター 1,200千円 (土地 1,200千円)
旧大谷ふれあいセンター 634千円 (土地 634千円)
旧河北第3給油所跡地 82千円 (土地 82千円)
合 計 1,916千円 (土地 1,916千円)
 - 回収可能価額の算定方法
東部産直センターの回収可能価額は正味売却価額を採用しており、不動産鑑定を用いた数値を正味売却価額としております。
旧大谷ふれあいセンターの回収可能価額は正味売却価額を採用しており、土地の時価額から直近解体費用実績を用いた解体金額を差引した数値を正味売却価額としております。
旧河北第3給油所跡地の回収可能価額は土地の時価額を正味売却価額としております。

【金融商品に関する注記】

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
有価証券は、主に国債及び地方債等の債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
また、営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
 - ②市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
(市場リスク管理に係る定量的情報)
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっては定量的分析に利用しています。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.49%上昇したものと想定した場合に、経済価値が466,417千円減少するものと把握しています。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。
 - ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。
当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
- 金融商品の時価に関する事項
 - 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。 (単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	81,564,273	81,560,871	△3,402
有価証券			
その他有価証券	12,942,400	12,942,400	-

貸出金	24,751,891		
貸倒引当金(※1)	92,496		
貸倒引当金控除後	24,659,395	24,654,829	△4,566
経済事業未収金	570,000		
経済受託債権	1,479,082		
貸倒引当金(※1、2)	43,908		
貸倒引当金控除後	2,005,174	2,005,174	-
資産計	121,171,242	121,163,274	△7,968
貯金	125,460,090	125,089,296	△370,794
負債計	125,460,090	125,089,296	△370,794

(※1) 貸出金及び経済事業未収金、経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 貸倒引当金の実績率算定は、経済事業に係る債権を一体で算定しているため、合算して記載しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
なお、分割実行案件で未実行がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

④ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権などについて、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれてはいません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	9,596,828

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	81,564,273	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	14,900,000
貸出金(※1、2、3)	2,432,355	1,688,007	1,516,231	1,343,840	1,184,234	16,486,365
経済事業未収金(※4)	527,358	-	-	-	-	-
経済受託債権	1,479,082	-	-	-	-	-
合計	86,003,068	1,688,007	1,516,231	1,343,840	1,184,234	31,386,365

(※1) 貸出金のうち、当座貸越494,523千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等97,859千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件3,000千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(※4) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等42,642千円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	113,827,082	2,399,021	5,535,398	598,694	3,093,994	5,901

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券はありません。

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの			
国債	8,662,691	7,559,970	△1,102,721
地方債	1,699,653	1,498,960	△200,693
政府保証債	2,098,095	1,825,990	△272,105
社債	2,399,025	2,057,480	△341,545
合計	14,859,464	12,942,400	△1,917,064

(※) 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるものはありません。

2. 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	1,199,506	45,289	△46,158
社債	200,000	4,652	-
合計	1,399,506	49,941	△46,158

4. 当期中において、保有目的が変更となった有価証券
当期中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。
5. 当期中に減損処理した有価証券
当期中に減損処理した有価証券はありません。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全共連との契約に基づく確定給付型年金制度（ＤＢ）及び全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。
2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|------------|
| 期首における退職給付債務 | 994,092 千円 |
| 勤務費用 | 51,824 千円 |
| 利息費用 | 6,721 千円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △51,775 千円 |
| 退職給付の支払額 | △73,818 千円 |
| 期末における退職給付債務 | 927,044 千円 |
3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- | | | |
|----------------|---------------|------------|
| 期首における年金資産 | 確定給付型年金制度（ＤＢ） | 491,223 千円 |
| | 特定退職金共済制度 | 24,376 千円 |
| 期待運用収益 | | 5,156 千円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | | 4,622 千円 |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | | 19,489 千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | | 1,251 千円 |
| 退職給付の支払額 | | △29,798 千円 |
| 期末における年金資産 | 確定給付型年金制度（ＤＢ） | 492,177 千円 |
| | 特定退職金共済制度 | 24,142 千円 |
4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
- | | | |
|-------------|---------------|-------------|
| 退職給付債務 | 927,044 千円 | |
| 年金資産 | 確定給付型年金制度（ＤＢ） | △492,177 千円 |
| | 特定退職金共済制度 | △24,142 千円 |
| 未積立退職給付債務 | 410,725 千円 | |
| 未認識数理計算上の差異 | 175,107 千円 | |
| 貸借対照表計上額純額 | 585,832 千円 | |
| 退職給付引当金 | 585,832 千円 | |
5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額
- | | |
|----------------|------------|
| 勤務費用 | 51,824 千円 |
| 利息費用 | 6,721 千円 |
| 期待運用収益 | △5,156 千円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △19,801 千円 |
| 合計 | 33,588 千円 |
6. 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
- (1) 確定給付型年金制度（ＤＢ）
一般勘定 100%
- (2) 特定退職金共済制度
- | | |
|--------|------|
| 債券 | 69% |
| 年金保険投資 | 25% |
| 現金及び預金 | 6% |
| その他 | 0% |
| 合計 | 100% |
7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
- | | |
|---------------|---------------|
| 割引率 | 「0.26%～2.73%」 |
| 長期期待運用収益率 | 1.0% |
| 過去勤務費用の処理年数 | 10年 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
9. 特例業務負担金の将来見込額
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金 28,933 千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。
なお、同組合より示された令和6年2月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、228,117 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳
- | | |
|------------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金超過額 | 14,650 千円 |
| 退職給付引当金否認額 | 162,041 千円 |
| 特例業務負担金引当金否認額 | 56,688 千円 |
| 役員退職慰労引当金否認額 | 15,536 千円 |
| 賞与引当金否認額 | 23,594 千円 |
| 未払金・未払費用否認額 | 26,403 千円 |
| 減損損失否認額 | 97,266 千円 |
| その他有価証券 | 530,260 千円 |
| その他 | 16,497 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 942,935 千円 |
| 評価性引当額 | △680,508 千円 |
| 繰延税金資産合計（Ａ） | 262,427 千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他 | △833 千円 |
| 繰延税金負債（Ｂ） | △833 千円 |
| 繰延税金資産の純額（Ａ）＋（Ｂ） | 261,594 千円 |
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
- | | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率（調整） | 27.66% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.29% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △1.68% |
| 事業分量配当等の損金に算入される項目 | △1.18% |
| 住民税均等割額 | 1.50% |
| 評価性引当額の増減 | △4.53% |
| 法人税額の特別控除 | △1.16% |
| その他 | △1.10% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 10.80% |

3. 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響
「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.66%から28.38%に変更されます。
なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は4,394千円増加し、法人税等調整額は4,394千円減少します。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当組合では寒河江市その他の地域において保有する土地・建物等を賃貸の用に供しています。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項（単位：千円）

貸借対照表計上額	時 価
300,401	377,324

- (注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
- (注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。
また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

【収益認識に関する注記】

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4) 剰余金処分計算書 (2事業年度分)

(単位: 千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	733,234	759,138
2. 剰余金処分額	536,348	567,154
(1) 利益準備金	70,000	70,000
(2) 任意積立金	253,000	355,000
(特 別 積 立 金)	(50,000)	(50,000)
(農業経営支援積立金)	(16,000)	(16,000)
(農業関連施設整備積立金)	(50,000)	(108,000)
(健康福祉事業積立金)	(20,000)	(10,000)
(生活関連施設建設積立金)	(24,000)	(45,000)
(経営安定対策積立金)	(63,000)	(34,000)
(事業基盤強化積立金)	(30,000)	(92,000)
(3) 出 資 配 当 金	69,639	34,345
(4) 事業分量配当金	143,709	107,809
3. 次期繰越剰余金	196,886	191,984

注1) 出資配当金は 令和5年度 年1.0%を基本配当に、1.0%の合併30周年記念配当を加え年2.0%、令和6年度 年1.0%の割合で計算しております。なお、期中の増減については日数割で計算しています。

注2) 事業分量配当金の基準は、以下のとおりです。なお、配当金額には1.0%の消費税が含まれています。

(単位: 千円)

事業分量配当の基準 (項目)	計算根拠及び率	配当金額 (税込)
米販売数量	J Aうるち米全品種の販売数量1袋 (30kg) に対し200円	54,240
肥料・農業供給高	肥料・農業供給金額に対し各々5%	47,600
飼料供給高	飼料供給金額に対し1%	4,634
施設資材供給高	農ポリ供給金額に対し2%	1,335

注3) 任意積立金のうち、各目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準は別表のとおりです。

注4) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための教育情報資金として16,000千円が含まれております。

【別表】

(単位: 千円)

種類	積立目的	当期積立額	累計積立額 (当期分含む)	積立目標額	取崩基準
農 業 経 営 支 援 積 立 金	農業の再生産、農業経営の体質強化により農家所得の向上を図ることを目的とする。	16,000	250,000	250,000	農家組合員に対して、資材費や利用料の還元等、農業経営に関する諸支援のために支出した当該支出額を年度の決算期に理事会の決議を経て取り崩す。
農業関連施設整備積立金	農業振興と生産向上に関する農業関連施設の整備に資することを目的とする。	108,000	380,000	500,000	農業関連施設の整備に関して、10,000千円を超える修理費及び改良費等、または100,000千円を超える施設取得のために支出した当該支出額を年度の決算期に理事会の決議を経て取り崩す。
健康福祉事業積立金	健康福祉に関する長期的かつ体系的な関連事業の整備に資することを目的とする。	10,000	60,000	100,000	健康福祉関連事業において、事業の拡充、機能性の向上等のために支出した当該支出額を年度の決算期に理事会の決議を経て取り崩す。
生活関連施設建設積立金	生活関連施設の建設に資することを目的とする。	45,000	100,000	100,000	生活関連施設の建設のために支出した当該支出額を年度の決算期に理事会の決議を経て取り崩す。
経営安定対策積立金	経営基盤に影響を与える将来的なリスク発生に備えることを目的とする。	34,000	200,000	300,000	会計基準 (減損会計や資産除去債務会計、税効果会計等) への対応により生じた多額の負担や、固定資産の改修及び解体工事にかかる高額経費の支出等があった場合に当該支出額を年度の決算期に理事会の決議を経て取り崩す。
事業基盤強化積立金	新規事業の開発等組合が行う事業の改善発達のための支出や事業環境変動に伴う財務悪化に備えることを目的とする。	92,000	200,000	200,000	理事会が必要と認めた範囲内で当該相当額を年度の決算期に理事会の決議を経て取り崩す。

5) 部門別損益計算書

(令和5年度)

(単位:千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	8,567,167	912,365	775,356	5,858,612	1,003,914	16,920	
事業費用 ②	5,346,538	113,014	48,131	4,533,103	558,664	93,626	
事業総利益 ③ (①-②)	3,220,629	799,351	727,225	1,325,509	445,250	△ 76,706	
事業管理費 ④	2,902,016	522,582	622,597	1,136,833	503,989	116,015	
うち減価償却費 ⑤	221,462	20,208	9,698	167,400	23,180	976	
うち人件費 ⑤'	2,226,653	398,284	534,195	773,988	422,840	97,346	
※うち共通管理費⑥		97,041	114,596	177,989	83,386	14,629	△ 487,641
うち減価償却費⑦		5,287	6,244	9,699	4,544	797	△ 26,571
うち人件費⑦'		50,084	59,143	91,858	43,035	7,550	△ 251,670
事業利益 ⑧ (③-④)	318,613	276,769	104,628	188,676	△ 58,739	△ 192,721	
事業外収益 ⑨	273,325	52,652	62,198	102,940	45,605	9,930	
※うち共通分⑩		52,652	62,180	96,579	45,247	7,938	△ 264,596
事業外費用 ⑪	9,846	1,945	2,298	3,635	1,673	295	
※うち共通分⑫		1,945	2,298	3,571	1,673	293	△ 9,780
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	582,092	327,476	164,528	287,981	△ 14,807	△ 183,086	
特別利益 ⑭	258	-	-	254	3	1	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	97,009	20,744	20,867	35,800	16,934	2,664	
※うち共通分⑰		17,669	20,867	32,409	15,185	2,664	△ 88,794
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	485,341	306,732	143,661	252,435	△ 31,738	△ 185,749	
営農指導事業分配賦額⑲		37,150	37,150	104,019	7,430	△ 185,749	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	485,341	269,582	106,511	148,416	△ 39,168		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(事業総利益割+人件費割×2)/3の割合で各部門へ配賦しています。

(2) 営農指導事業

営農指導事業の各部への貢献度を加味して各部門へ配賦しています。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共 通 管 理 費 等	19.9%	23.5%	36.5%	17.1%	3.0%	100%
営 農 指 導 事 業	20.0%	20.0%	56.0%	4.0%		100%

(令和6年度)

(単位:千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	9,671,093	1,023,965	713,679	6,833,734	1,086,976	12,739	
事業費用 ②	6,618,918	279,262	39,478	5,619,533	588,453	92,192	
事業総利益 ③ (①-②)	3,052,175	744,703	674,201	1,214,201	498,523	△ 79,453	
事業管理費 ④	2,866,456	559,103	450,327	1,184,108	547,998	124,920	
うち減価償却費 ⑤	218,740	34,146	7,682	150,728	24,978	1,206	
うち人件費 ⑤'	2,169,655	410,450	374,093	825,898	455,941	103,273	
※うち共通管理費⑥		105,015	95,748	197,670	99,351	16,987	△ 514,771
うち減価償却費⑦		5,381	4,905	10,126	5,089	870	△ 26,371
うち人件費⑦'		54,164	49,385	101,958	51,245	8,762	△ 265,514
事業利益 ⑧ (③-④)	185,719	185,600	223,874	30,093	△ 49,475	△ 204,373	
事業外収益 ⑨	188,595	35,845	32,684	79,203	34,496	6,367	
※うち共通分⑩		35,845	32,684	67,478	33,914	5,799	△ 175,720
事業外費用 ⑪	7,047	1,432	1,304	2,708	1,370	233	
※うち共通分⑫		1,432	1,304	2,692	1,353	231	△ 7,012
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	367,267	220,013	255,254	106,588	△ 16,349	△ 198,239	
特別利益 ⑭	73,243	14,848	13,539	28,228	14,226	2,402	
※うち共通分⑮		14,848	13,539	27,952	14,048	2,402	△ 72,790
特別損失 ⑯	84,842	15,855	14,457	35,793	16,172	2,565	
※うち共通分⑰		15,855	14,457	29,847	15,001	2,565	△ 77,725
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	355,668	219,006	254,336	99,023	△ 18,295	△ 198,402	
営農指導事業分配賦額⑲		39,681	39,680	111,105	7,936	△ 198,402	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	355,668	179,325	214,656	△ 12,082	△ 26,231		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(事業総利益割+人件費割×2)/3の割合で各部門へ配賦しています。

(2) 営農指導事業

営農指導事業の各部への貢献度を加味して各部門へ配賦しています。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共 通 管 理 費 等	20.4%	18.6%	38.4%	19.3%	3.3%	100%
営 農 指 導 事 業	20.0%	20.0%	56.0%	4.0%		100%

○損益の状況

1) 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	10,006	9,500	8,546	8,567	9,671
信用事業収益	986	962	875	912	1,024
共済事業収益	794	813	794	775	713
農業関連事業収益	6,814	6,337	5,841	5,859	6,834
その他事業収益	1,412	1,388	1,036	1,021	1,100
経常利益	313	322	278	582	367
当期剰余金	283	244	201	324	317
出資金	3,668	3,633	3,596	3,551	3,508
（出資口数）	(1,222,587)	(1,210,979)	(1,198,706)	(1,183,568)	(1,169,194)
純資産額	9,870	9,953	9,326	9,250	8,339
総資産額	139,122	139,665	139,239	136,304	137,161
貯金等残高	126,084	126,228	126,998	124,218	125,460
貸出金残高	21,247	22,645	23,572	24,420	24,752
有価証券残高	10,142	10,843	11,248	13,129	12,942
剰余金配当金額					
出資配当の額	36	36	35	70	34
職員数	477	487	464	431	410
単体自己資本比率	15.46	15.79	15.99	16.28	16.26

注1) 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

注2) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注3) 信託業務の取り扱いはありません。

注4) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2) 利益総括表

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増減
資金運用収支	794	829	35
役務取引等収支	48	54	6
その他信用事業収支	△ 75	△ 169	△ 94
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	872 (0.75)	887 (0.77)	15 (0.02)
事業粗利益 (事業粗利益率)	3,221 (2.29)	3,052 (2.18)	△ 169 (△0.11)
事業純益	317	184	△ 133
実質事業純益	319	186	△ 133
コア事業純益	288	182	△ 106
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	288	182	△ 106

注) 信用事業粗利益率 = 信用事業総利益 / 信用事業資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

事業粗利益率 = 事業総利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

3) 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	123,512	446	0.36	121,695	480	0.39
うち預金	86,317	2	0.01	82,423	31	0.04
うち有価証券	13,066	130	0.99	14,434	172	1.19
うち貸出金	24,129	314	1.30	24,838	277	1.12
資金調達勘定	126,987	8	0.01	125,711	60	0.05
うち貯金・定積	126,982	8	0.01	125,709	60	0.05
うち借入金	5	0	0.00	2	0	0.00
総資金利ざや	-	-	0.01	-	-	△ 0.02

注1) 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率 (資金調達利回り + 経費率)

注2) 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4) 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	56	34
うち預金	0	29
うち有価証券	49	42
うち貸出金	7	△ 37
支払利息	△ 1	52
うち貯金	△ 1	52
うち借入金	0	0
差し引き	57	△ 18

注1) 増減額は前年度対比です。

注2) 受取利息の預金には、農林中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

○事業の状況

1) 信用事業

① 貯金に関する指標

(科目別貯金平均残高)

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増減
流動性貯金	63,539 (50.04)	65,764 (52.32)	2,225
定期性貯金	63,315 (49.86)	59,815 (47.58)	△ 3,500
その他の貯金	128 (0.10)	130 (0.10)	2
計	126,982 (100.00)	125,709 (100.00)	△ 1,273
譲渡性貯金	- (-)	- (-)	-
合 計	126,982 (100.00)	125,709 (100.00)	△ 1,273

注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注3) () 内は構成比です。

(定期貯金残高)

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増減
定期貯金	59,619 (100.00)	58,413 (100.00)	△ 1,206
うち固定金利定期	59,596 (99.96)	58,371 (99.93)	△ 1,225
うち変動金利定期	23 (0.04)	42 (0.07)	19

注1) 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2) 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3) () 内は構成比です。

② 貸出金等に関する指標

(科目別貸出金平均残高)

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増減
手形貸付	24 (0.09)	44 (0.18)	20
証書貸付	23,527 (97.51)	24,232 (97.56)	705
当座貸越	578 (2.40)	562 (2.26)	△ 16
合 計	24,129 (100.00)	24,838 (100.00)	709

注) () 内は構成比です。

(貸出金の金利条件別内訳残高)

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増減
固定金利貸出	10,860 (44.47)	10,384 (41.95)	△ 476
変動金利貸出	13,560 (55.53)	14,368 (58.05)	808
合 計	24,420 (100.00)	24,752 (100.00)	332

注) () 内は構成比です。

(貸出金の担保別内訳残高)

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
貯金・定期積金等	194	220	26
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	6	-	△ 6
その他の担保物	-	-	-
小 計	200	220	20
農業信用基金協会保証	12,312	13,268	956
その他の保証	6,134	6,645	511
小 計	18,446	19,913	1,467
信用	5,774	4,619	△ 1,155
合 計	24,420	24,752	332

(債務保証見返額の担保別内訳残高)

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	22	20	△ 2
有価証券	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
小計	-	-	-
信用	-	-	-
合 計	22	20	△ 2

(貸出金の使途別内訳残高) ※個人と法人向けの貸出金を含む

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
設備資金	19,435 (79.59)	20,769 (83.91)	1,334
運転資金	4,985 (20.41)	3,983 (16.09)	△ 1,002
合 計	24,420 (100.00)	24,752 (100.00)	332

注) () 内は構成比です。

(貸出金の業種別残高) ※個人と法人向けの貸出金を含む

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	2,940 (12.04)	2,914 (11.77)	△ 26
林業	61 (0.25)	58 (0.23)	△ 3
水産業	- (-)	- (-)	-
製造業	2,304 (9.42)	2,885 (11.66)	581
鉱業	93 (0.38)	91 (0.37)	△ 2
建設・不動産業	1,362 (5.58)	1,364 (5.51)	2
電気・ガス・熱供給水道業	99 (0.41)	96 (0.39)	△ 3
運輸・通信業	546 (2.24)	579 (2.34)	33
金融・保険業	1,442 (5.90)	664 (2.68)	△ 778
卸売・小売・サービス業・飲食業	3,811 (15.61)	4,011 (16.20)	200
地方公共団体	3,155 (12.92)	3,017 (12.19)	△ 138
その他	8,607 (35.25)	9,073 (36.66)	466
合 計	24,420 (100.00)	24,752 (100.00)	332

注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

(主要な農業関係の貸出金残高)

1) 営農類型別

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
穀作	172	176	4
野菜・園芸	130	103	△ 27
果樹・樹園農業	240	278	38
養豚・肉牛・酪農	54	13	△ 41
養鶏・鶏卵	-	-	-
その他農業	1,414	1,472	58
合 計	2,010	2,042	32

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種別別

[貸出金]

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	887	912	25
農 業 制 度 資 金	1,123	1,130	7
農 業 近 代 化 資 金	827	916	89
そ の 他 制 度 資 金	296	214	△ 82
合 計	2,010	2,042	32

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象とします。

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	-	-	-
合 計	-	-	-

注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

(農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況)

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	175	52	30	93	175
	令和6年度	162	47	46	69	162
危険債権	令和5年度	85	57	7	21	85
	令和6年度	73	49	1	23	73
要管理債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
	三月以上延滞債権	令和5年度	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	令和5年度	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
小計	令和5年度	260	109	37	114	260
	令和6年度	235	96	47	92	235
正常債権	令和5年度	24,203				
	令和6年度	24,544				
合計	令和5年度	24,463				
	令和6年度	24,779				

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

注4) 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と注5) 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況)

該当する取引はありません。

(貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額)

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度					令和 6 年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	62	-	-	62	-	-	0	-	-	0
個別貸倒引当金	121	115	-	121	115	115	92	16	99	92
合 計	183	115	-	183	115	115	92	16	99	92

(貸出金償却の額)

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

③ 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		令和 5 年度		令和 6 年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金振込為替	件 数	82,985	160,095	8,442	155,689
	金 額	36,614	54,340	37,825	58,123
代金取立為替	件 数	-	12	-	19
	金 額	-	4	-	5
雑 為 替	件 数	5,544	5,439	5,255	5,315
	金 額	11,266	8,255	12,002	8,497
合 計	件 数	88,529	165,546	13,697	161,023
	金 額	47,880	62,599	49,827	66,625

④ 有価証券に関する指標

(種類別有価証券平均残高)

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
国 債	7,856	7,560	△ 296
地 方 債	1,501	1,499	△ 2
政 府 保 証 債	1,565	1,826	261
金 融 債	-	-	-
そ の 他 の 証 券	2,207	2,057	△ 150
合 計	13,129	12,942	△ 187

注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

(商品有価証券種類別平均残高)

該当する取引はありません。

(有価証券残存期間別残高)

(単位：百万円)

	1年 以下	1年超 3年 以下	3年超 5年 以下	5年超 7年 以下	7年超 10年 以下	10年 超	期間の 定めな いもの	合計
令和5年度								
国債	-	-	-	500	200	7,700	-	8,400
地方債	-	-	-	100	-	1,500	-	1,600
政府保証債	-	-	-	-	-	1,700	-	1,700
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	200	-	2,200	-	2,400
計	-	-	-	800	200	13,100	-	14,100
令和6年度								
国債	-	-	-	-	200	8,500	-	8,700
地方債	-	-	-	-	200	1,500	-	1,700
政府保証債	-	-	-	-	-	2,100	-	2,100
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	100	2,300	-	2,400
計	-	-	-	-	500	14,400	-	14,900

⑤ 有価証券等の時価情報等

[満期保有目的の債権]

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照 表計上額	時価	差額	貸借対照 表計上額	時価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
合	計	-	-	-	-	-	-

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	-	-	-	-	-	-
	国 債	750	699	51	-	-	-
	地 方 債	101	100	1	-	-	-
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	205	200	5	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	1,056	999	57	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	-	-	-	-	-	-
	国 債	7,106	7,667	△ 561	7,560	8,663	△ 1,103
	地 方 債	1,400	1,500	△ 100	1,499	1,699	△ 200
	政 府 保 証 債	1,565	1,700	△ 135	1,826	2,098	△ 272
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	2,002	2,199	△ 197	2,057	2,399	△ 342
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	12,073	13,066	△ 993	12,942	14,859	△ 1,917
合 計		13,129	14,065	△ 936	12,942	14,859	△ 1,917

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 取得価額は取得原価又は償却原価によっております。

注3) 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表額として計上しております。

注4) その他の有価証券については時価を貸借対照表額としております。

(金銭の信託の時価情報等)

該当する取引はありません。

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

⑥ 預かり資産の状況

(投資信託残高(ファンドラップ含む))

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
投資信託残高(ファンドラップ含む)	43	144

注) 投資信託残高(ファンドラップ含む)は「約定日基準」に基づく算出です。

(残高有り投資信託口座数)

(単位：口座)

	令和5年度	令和6年度
残高有り投資信託口座数	152	339

2) 共済取扱実績

① 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生命系	終 身 共 済	13,564	94,001	13,446	88,660
	定 期 生 命 共 済	255	2,889	305	3,400
	養 老 生 命 共 済	4,425	28,372	3,928	24,882
	(うちこども共済)	(2,507)	(12,936)	(2,395)	(11,840)
	医 療 共 済	9,684	1,371	9,552	1,218
	が ん 共 済	2,635	792	2,572	764
	定 期 医 療 共 済	447	595	413	541
	介 護 共 済	1,592	3,884	1,700	4,242
	認 知 症 共 済	260		262	
	生 活 障 害 共 済	485		494	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	549		563	
	年 金 共 済	5,880	5	5,660	5
建 物 更 生 共 済		13,889	188,343	13,775	185,591
合 計		53,665	320,252	52,670	309,303

注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額、付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

② 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済		9,684	28	9,552	23
が ん 共 済		2,635	15	2,572	15
定 期 医 療 共 済		447	2	413	2
合 計		12,766	45	12,537	40

注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

③ 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済		1,592	4,839	1,700	5,345
認 知 症 共 済		260	501	262	482
生活障害共済（一時金型）		364	3,080	367	2,966
生活障害共済（定期年金型）		121	147	127	147
特 定 重 度 疾 病 共 済		549	1,569	563	1,329

注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④ 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前		3,584	1,963	3,420	1,826
年 金 開 始 後		2,296	1,052	2,240	1,021
合 計		5,880	3,015	5,660	2,847

注) 金額は、年金年額を記載しています。

⑤ 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	4,121	39,088	77	3,532	32,602	54
自 動 車 共 済	18,834		867	18,096		836
傷 害 共 済	23,037	95,146	98	21,882	91,577	93
定 額 定 期 生 命 共 済	2	8	0	2	8	0
賠 償 責 任 共 済	378		1	430		2
自 賠 責 共 済	7,982		136	8,017		135
合 計	54,354		1,179	51,959		1,120

注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3) 農業・生活その他事業取扱実績

① 購買事業取扱実績

(買取購買品)

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	供給高		供給高	
生 産 資 材	3,308		3,213	
肥 料	572		463	
飼 料	396		425	
農 薬	633		642	
施 設 資 材	232		263	
包 装 資 材	379		354	
そ の 他 生 産 資 材	539		503	
農 機	557		563	
生 活 資 材	880		888	
一 般 生 活 資 材	448		415	
葬 祭	430		470	
冠 婚	2		3	
合 計	4,188		4,101	

注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

② 販売事業取扱実績

(受託販売品)

(単位：百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	取扱高		取扱高	
米	2,107		2,822	
雑 穀	76		67	
果 実	4,027		3,545	
野 菜	541		571	
花 き	416		417	
畜 産	641		596	
そ の 他 農 産 物	-		-	
合 計	7,808		8,018	

③ 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益		62	61
費 用		9	7
差 引		53	54

④ 利用事業取扱実績

(営農利用事業)

(単位：百万円)

項 目		金 額	
		令和5年度	令和6年度
ライスセンター	収 益	27	28
	費 用	20	17
	差 引	7	11
冷 蔵 施 設	収 益	30	35
	費 用	20	20
	差 引	10	15
貸 出 機 械	収 益	2	3
	費 用	1	1
	差 引	1	2
選 果 施 設	収 益	45	51
	費 用	18	20
	差 引	27	31
バ イ オ リ 芋	収 益	4	4
	費 用	4	4
	差 引	0	0
促 成 室	収 益	4	7
	費 用	2	3
	差 引	2	4

(生活利用事業)

(単位：百万円)

項 目		金 額	
		令和5年度	令和6年度
コ イ ン 精 米	収 益	2	2
	費 用	0	0
	差 引	2	2
理 美 容	収 益	3	4
	費 用	0	1
	差 引	3	3

⑤ その他の事業取扱実績

(省略)

○経営諸指標

1) 利益率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.41	0.26	△ 0.15
資本経常利益率	5.91	3.73	△ 2.18
総資産当期純利益率	0.23	0.22	△ 0.01
資本当期純利益率	3.29	3.22	△ 0.07

注1) 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

注2) 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

注3) 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

注4) 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2) 貯貸率・貯証率

(単位：%)

				令和5年度	令和6年度	増 減
貯 貸 率	期		末	19.65	19.72	0.07
	期	中	平 均	19.00	19.75	0.75
貯 証 率	期		末	10.56	10.31	△ 0.25
	期	中	平 均	10.33	10.29	△ 0.04

注1) 貯貸率 (期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注2) 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注3) 貯証率 (期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注4) 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

○自己資本の充実の状況

1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資にかかる組合員資本の額	9,988	10,114
うち、出資金及び資本準備金の額	3,656	3,612
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	6,581	6,685
うち、外部流出予定額 (△)	213	142
うち、上記以外に該当するものの額	△ 36	△ 41
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	3
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3	3
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の4.5パーセントに相当する額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,991	10,117
コア資本にかかる調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。）の額の合計額	12	18
うち、のれんにかかるものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	12	18
繰延税金資産（一時差異にかかるものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目にかかる10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	-	-

うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。） に関連するものの額	-	-
特定項目にかかる15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの に関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形 固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る。） に関連するものの額	-	-
コア資本にかかる調整項目の額（ロ）	12	18
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	9,979	10,099
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	55,686	56,337
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される 額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差 額にかかるものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで 除して得た額	5,582	5,738
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	61,268	62,075
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.28	16.26

注1）農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。

注2）当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

注3）当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
現金	605	-	-	563	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,389	-	-	8,688	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,123	-	-	4,068	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	3,004	130	5	3,404	130	5
地方三公社向け	-	-	-	201	40	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	82,313	16,463	659	81,573	16,315	653
法人等向け	2,147	1,225	49	2,038	1,258	50
中小企業等向け及び個人向け	5,707	4,110	164	6,429	4,611	184
抵当権付住宅ローン	448	148	6	384	125	5
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	186	81	3	153	38	2
取立未済手形	27	5	0	7	1	0
信用保証協会等保証付	12,325	1,217	49	13,280	1,310	52
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	799	799	32	799	799	32
(うち出資等のエクスポージャー)	799	799	32	799	799	32
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	17,357	31,508	1,260	17,593	31,710	1,268
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものにかかるエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー)	9,163	22,907	916	9,144	22,861	914
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー)	274	685	27	269	673	27
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかる5%基準額を上回る部分にかかるエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	7,920	7,916	317	8,180	8,176	327
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-

	令和5年度			令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドレート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	137,430	55,686	2,227	139,180	56,337	2,253
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計額(信用リスク・アセットの額)	137,430	55,686	2,227	139,180	56,337	2,253
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
< 基礎的手法 >	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	5,582		223	5,738		230
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	61,268		2,451	62,075		2,483

注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8) 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

< オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法) >

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3) 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R & I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R & I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（単位：百万円）

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	137,430	23,887	14,097	-	186	139,180	24,278	14,897	-	153
国	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		137,430	23,887	14,097	-	186	139,180	24,278	14,897	-	153
法人	農業	263	177	-	-	-	360	294	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	66	66	-	-	-	67	66	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	501	-	501	-	-	501	-	501	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	100	-	100	-	-	100	-	100	-	-
	運輸・通信業	2,905	-	2,905	-	-	3,004	-	3,004	-	-
	金融・保険業	79,233	1,189	-	-	-	77,375	346	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	332	126	201	-	-	282	77	201	-	-
	日本国政府・地方公共団体	12,469	2,478	9,990	-	-	12,747	2,357	10,390	-	-
	上記以外	4,578	799	400	-	-	4,181	893	701	-	-
	個人	19,729	19,051	-	-	185	20,901	20,244	-	-	152
	その他	17,254	1	-	-	1	19,662	1	-	-	1
業種別残高計		137,430	23,887	14,097	-	186	139,180	24,278	14,897	-	153
残存期間別	1年以下	65,739	156	-	-		9,801	285	-	-	
	1年超3年以下	857	787	-	-		794	733	-	-	
	3年超5年以下	1,495	1,398	-	-		1,463	1,395	-	-	
	5年超7年以下	1,935	1,231	704	-		1,060	1,060	-	-	
	7年超10年以下	1,664	1,364	299	-		2,104	1,604	500	-	
	10年超	31,651	18,557	13,094	-		33,322	18,925	14,397	-	
	期限の定めのないもの	34,089	394	-	-		90,636	276	-	-	
	残存期間別残高計	137,430	23,887	14,097	-		139,180	24,278	14,897	-	
平均残高計		120,952	23,552	13,092	-	151	119,795	24,277	14,440	-	120

注1）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2）「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

注3）「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

注4）「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（単位：百万円）

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	64	3	-	64	3	3	3	-	3	3
個別貸倒引当金	160	156	-	160	156	156	134	16	140	134

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和5年度						令和6年度					
		期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金 償却	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国	内	160	156	-	160	156	-	156	134	16	140	134	-
国	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 計		160	156	-	160	156	-	156	134	16	140	134	-
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・ 不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービ ス業	7	8	-	4	11	-	11	2	-	1	12	-
上 記 以 外		5	1	-	1	5	-	5	-	-	-	5	-
個 人		148	147	-	155	140	-	140	132	16	139	117	-
業 種 別 計		160	156	-	160	156	-	156	134	16	140	134	-

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	13,117	13,117	-	13,319	13,319
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	13,472	13,472	-	14,403	14,403
	リスク・ウェイト20%	79,020	4,323	83,343	19,220	63,464	82,684
	リスク・ウェイト35%	-	425	425	-	357	357
	リスク・ウェイト50%	100	-	100	139	-	139
	リスク・ウェイト75%	-	5,497	5,497	-	6,166	6,166
	リスク・ウェイト100%	1,054	8,715	9,769	1,095	8,975	10,070
	リスク・ウェイト150%	121	-	121	12	-	12
	リスク・ウェイト250%	-	9,437	9,437	-	9,414	9,414
	その他の	-	12	12	-	18	18
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		80,295	54,998	135,293	20,466	116,116	136,582

注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注3) 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注4) 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ-またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ-またはＢaa３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,703	-	-	2,102	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	27	-	-	58	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	27	1,703	-	58	2,102	-

注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注5) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

【組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

該当する取引はありません。

【組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

該当する取引はありません。

7) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価
(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	8,773	8,773	9,597	9,597
合計	8,773	8,773	9,597	9,597

注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)
(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)
(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

9) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の mismatches が存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 J A では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
当 J A は、A L M 委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
四半期末を基準日として、IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量 ($\Delta E V E$) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されことなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50 % 相当額のうち、最小の額を上限とし、0 ~ 5 年の期間に均等に振り分けて (平均残存 2.5 年) リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.003 年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法 (コア貯金モデル等) 及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。
なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

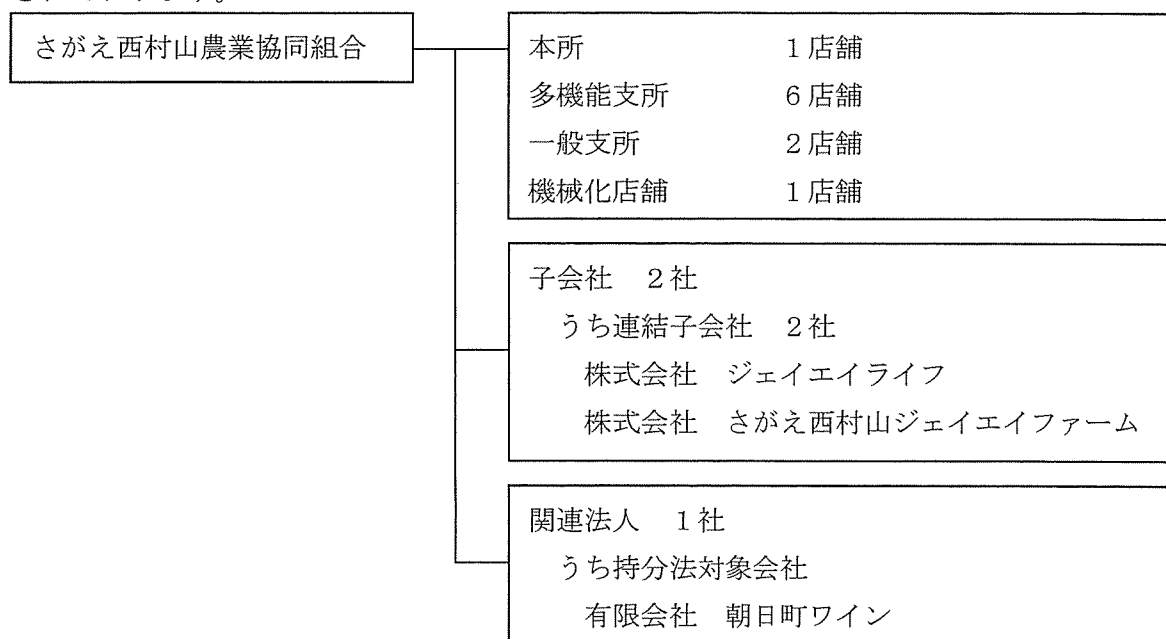
(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方平行シフト	1,490	891	279	445
2	下方平行シフト	0	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	1,591	1,583		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	0	0		
6	短 期 金 利 低 下	130	464		
7	最 大 値	1,591	1,583	279	445
		前期末		当期末	
8	自 己 資 本 の 額	9,979		10,099	

○連結情報（連結ベースディスクロージャー）

1) グループの事業系統図

さがえ西村山農業協同組合のグループは、当組合、子会社2社、関連法人1社で構成されております。



2) 子会社等の状況

（単位：百万円、％）

名称	株式会社 ジェイエイライフ	株式会社 さがえ西村山 ジェイエイファーム	有限会社 朝日町ワイン
主たる営業所 又は事務所の 所在地	寒河江市本町一丁目 9番28号	寒河江市中央工業団地 81	朝日町大字大谷字高野 1080
事業内容	不動産事業、給油・LPG事業、自動車販売事業、車検整備事業、運送事業、損保代理業、オートリース代理店業務、新電力代理事業者業務	農畜産物の生産・販売、農作業の受託・再受託、農畜産物の製造・加工及び販売、農業研修生の受け入れ、農業用共同利用施設の運営	ワイン製造・販売
設立年月日	平成12年9月1日	平成27年9月1日	昭和19年9月4日
資本金	50	10	46
当JAの議決 権比率	100.0	98.5	40.2
他の子会社等 の議決権比率	0.0	0.0	0.0

3) 事業の概況（令和6年度）

当組合の決算内容は、税引前当期利益3億55百万円（前年対比73.2%）、当期剰余金3億17百万円（前年対比98.1%）となりました。

4) 連結子会社の事業概況

株式会社ジェイエイライフ

㈱ジェイエイライフは、住宅不動産、車両、燃料・LPガス事業等を営み、燃料油価格激変緩和事業の縮小によるガソリン価格の上昇や推進の強化等により売上高30億39百万円を計上しました。しかし、費用の拡大により収益確保に苦慮し、税引前当期利益は23百万円（前年対比64.4%）、当期純利益は13百万円（前年対比51.3%）となりました。

株式会社さがえ西村山ジェイエイファーム

㈱さがえ西村山ジェイエイファームは、近年拡大する耕作放棄地の解消を図るため、野菜の作付やさくらんぼ園地の維持管理を行い、持続可能な農業の普及と地域農業の振興に取り組みました。農畜産物の生産・販売、農作業の受託、農業用共同利用施設の運営等を行い、売上高67百万円を計上しました。販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は357万円となり、営業外収益・費用を加味した税引前当期純利益は355万円（前年対比369.8%）、当期純利益は291万円（前年対比393.2%）となりました。

5) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結事業収益	12,621	12,361	11,358	11,370	12,627
信用事業収益	981	958	872	910	1,023
共済事業収益	794	813	794	775	714
農業関連事業収益	6,815	6,337	5,841	5,859	6,834
その他事業収益	4,026	4,253	3,851	3,826	4,056
連結経常利益	459	377	312	623	395
連結当期剰余金	381	282	224	355	335
連結純資産額	10,331	10,457	9,892	9,887	8,944
連結総資産額	139,660	140,325	139,977	137,030	137,917
連結自己資本比率	16.10	16.36	15.28	15.36	13.79

注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

6) 連結事業年度の事業別事業収益等

(単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度
信用事業	事業収益	910	1,023
	経常利益	327	220
	資産の額	120,835	120,327
共済事業	事業収益	775	714
	経常利益	165	255
	資産の額	1	1
農業関連事業	事業収益	5,859	6,834
	経常利益	288	107
	資産の額	1,904	2,249
その他事業	事業収益	3,826	4,056
	経常利益	△157	△187
	資産の額	14,290	15,340
計	事業収益	11,370	12,627
	経常利益	623	395
	資産の額	137,030	137,917

注1) 経済事業資産のうち、販売事業にかかる債権等は「農業関連事業」に、購買事業にかかる資産は「農業関連事業」と「その他事業」の供給高割合により区分しています。また、固定資産、外部出資等は「その他事業」に区分しています。

注2) 連結事業収益は、銀行等の連結経常収益に相当するものです。

7) 連結貸借対照表 (2事業年度分)

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
資 産 の 部			負 債 の 部		
1. 信 用 事 業 資 産	120,834,886	120,327,503	1. 信 用 事 業 負 債	124,486,244	125,674,941
(1) 現金及び預金	82,926,635	82,141,993	(1) 貯金	124,037,763	125,066,111
(2) コールローン及び買入手形	-	-	(2) 譲渡性貯金	-	-
(3) 買現先勘定	-	-	(3) 売現先勘定	-	-
(4) 債券貸借取引支払保証金	-	-	(4) 債券貸借取引受入担保金	-	-
(5) 買入金銭債権	-	-	(5) 借入金	2,374	1,159
(6) 商品有価証券	-	-	(6) 外国為替	-	-
(7) 金銭の信託	-	-	(7) その他の信用事業負債	423,959	587,202
(8) 有価証券	13,129,240	12,942,400	(8) 諸引当金	-	-
(9) 貸出金	24,354,972	24,734,407	(9) 債務保証	22,148	20,469
(10) 外国為替	-	-	2. 共 済 事 業 負 債	521,759	475,708
(11) その他の信用事業資産	517,011	580,730	(1) 共済借入金	-	-
(12) 債務保証見返	22,148	20,469	(2) 共済資金	227,251	192,238
(13) 貸倒引当金	△ 115,120	△ 92,496	(3) その他の共済事業負債	294,508	283,470
2. 共 済 事 業 資 産	559	550	3. 経 済 事 業 負 債	678,111	1,539,553
(1) 共済貸付金	-	-	(1) 支払手形及び経済事業未払金	474,118	853,398
(2) その他の共済事業資産	559	550	(2) その他の経済事業負債	203,993	686,155
(3) 貸倒引当金	-	-	4. 設 備 借 入 金	-	-
3. 経 済 事 業 資 産	2,738,111	3,205,604	5. 雑 負 債	546,958	449,720
(1) 受取手形及び経済事業未収金	711,709	793,149	6. 諸 引 当 金	909,790	833,348
(2) 棚卸資産	826,065	894,882	(1) 賞与引当金	91,364	95,918
(3) その他の経済事業資産	1,245,710	1,563,732	(2) 退職給付にかかる負債	528,235	474,602
(4) 貸倒引当金	△ 45,373	△ 46,159	(3) 役員退職慰労引当金	49,757	57,883
4. 雑 資 産	202,874	256,397	(4) その他の引当金	240,434	204,945
5. 固 定 資 産	4,184,530	4,303,502	7. 繰 延 税 金 負 債	-	-
(1) 有形固定資産	4,167,953	4,276,666	8.再評価にかかる繰延税金負債	-	-
建物	6,725,628	6,860,091	負 債 の 部 合 計	127,142,862	128,973,270
機械装置	1,529,850	1,179,216	純 資 産 の 部		
土地	2,226,059	2,224,114	1. 組 合 員 資 本	10,733,687	10,728,811
リース資産	16,232	16,232	(1) 出資金	3,550,704	3,507,582
その他の有形固定資産	2,064,726	2,056,091	(2) 資本剰余金	104,984	104,984
減価償却累計額	△ 8,394,542	△ 8,059,078	(3) 利益剰余金	7,113,534	7,157,699
(2) 無形固定資産	16,577	26,836	(4) 処分未済持分	△ 35,505	△ 41,424
のれん	-	-	(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 30	△ 30
リース資産	-	-	2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 846,652	△ 1,785,201
その他の無形固定資産	16,577	26,836	(1) その他有価証券評価差額金	△ 946,851	△ 1,911,873
6. 外 部 出 資	8,841,780	9,591,999	(2) 繰延ヘッジ損益	-	-
(1) 外部出資	8,841,780	9,591,999	(3) 土地再評価差額金	-	-
(2) 外部出資等損失引当金	-	-	(4) 退職給付にかかる調整累計額	100,199	126,672
7. 退 職 給 付 に か か る 資 産	-	-	3. 非 支 配 株 主 持 分	161	193
8. 繰 延 税 金 資 産	227,318	231,518	純 資 産 の 部 合 計	9,887,196	8,943,803
9. 繰 延 資 産	-	-			
資 産 の 部 合 計	137,030,058	137,917,073	負債及び純資産の部合計	137,030,058	137,917,073

8) 連結損益計算書(2事業年度分)

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1.事業総利益	3,698,318	3,550,032
(1)信用事業収益	909,798	1,022,595
資金運用収益	798,820	888,011
(うち預金利息)	(381,207)	(490,136)
(うち有価証券利息)	(99,260)	(121,716)
(うち貸出金利息)	(311,391)	(276,100)
(うちその他受入利息)	(6,962)	(59)
役務取引等収益	48,076	53,929
その他事業直接収益	30,586	49,941
その他経常収益	32,316	30,714
(2)信用事業費用	113,012	279,249
資金調達費用	7,773	59,900
(うち貯金利息)	(7,600)	(59,737)
(うち給付補填金繰入)	(171)	(163)
(うち譲渡性貯金利息)	(-)	(-)
(うち借入金利息)	(2)	(-)
(うちその他支払利息)	(-)	(-)
役務取引等費用	-	-
その他事業直接費用	-	46,158
その他経常費用	105,239	173,191
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(-)
(うち貸出金償却)	(-)	(-)
信用事業総利益	796,786	743,346
(3)共済事業収益	775,355	713,679
共済付加収入	728,733	674,540
その他の収益	46,622	39,139
(4)共済事業費用	46,103	37,408
共済推進費及び共済保金費	37,495	30,551
その他の費用	8,608	6,857
共済事業総利益	729,252	676,271
(5)購買事業収益	6,248,096	6,289,910
購買品供給高	5,942,142	5,956,613
購買手数料	91,767	93,230
その他の収益	214,187	240,067
(6)購買事業費用	5,013,373	5,092,929
購買品供給原価	4,762,696	4,837,547
購買品供給費	84,704	85,145
その他の費用	165,973	170,237
購買事業総利益	1,234,723	1,196,981

科 目	令和5年度	令和6年度
(7)販売事業収益	1,775,320	2,873,629
販売品販売高	1,315,302	2,430,748
販売手数料	326,618	332,279
その他の収益	133,400	110,602
(8)販売事業費用	1,312,998	2,483,056
販売品販売原価	1,169,767	2,347,638
販売費	20,797	76,603
その他の費用	122,434	58,815
販売事業総利益	462,322	390,573
(9)その他事業収益	1,662,059	1,726,236
(10)その他事業費用	1,186,824	1,183,375
その他事業総利益	475,235	542,861
2.事業管理費	3,254,147	3,251,384
(1)人件費	2,521,332	2,500,700
(2)その他事業管理費	732,815	750,684
事業利益	444,171	298,648
3.事業外収益	179,264	96,857
(1)受取雑利息	578	783
(2)受取出資配当金	138,561	43,112
(3)持分法による投資益	6,208	2,773
(4)その他の事業外収益	33,917	50,189
4.事業外費用	137	115
(1)支払雑利息	-	-
(2)持分法による投資損	-	-
(3)その他の事業外費用	137	115
経常利益	623,298	395,390
5.特別利益	2,452	78,831
(1)固定資産処分益	258	9,942
(2)負ののれん発生益	-	-
(3)その他の特別利益	2,194	68,889
6.特別損失	99,016	90,263
(1)固定資産処分損	25,822	21,097
(2)減損損失	71,187	1,916
(3)その他の特別損失	2,007	67,250
税金等調整前当期利益	526,734	383,958
法人税、住民税及び事業税	80,000	47,892
法人税等調整額	91,734	946
法人税等合計	171,734	48,838
当期利益	355,000	335,120
非支配株主に帰属する当期利益	11	44
当期剰余金	354,989	335,076

9) 連結キャッシュ・フロー計算書 (間接法)

(単位: 千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益 (又は税金等調整前当期損失)	526,734	383,958
減価償却費	271,387	274,099
減損損失	71,187	1,916
のれん償却額	-	-
貸倒引当金の増加額(△は減少)	△ 64,131	△ 22,251
賞与引当金の増加額(△は減少)	4,067	4,554
退職給付にかかる負債の増加額(△は減少)	△ 90,022	△ 45,508
その他引当金等の増減額(△は減少)	△ 37,077	△ 35,490
信用事業資金運用収益	△ 798,820	△ 888,011
信用事業資金調達費用	7,772	59,900
共済貸付金利息	-	-
共済借入金利息	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 139,139	△ 43,895
支払雑利息	-	-
為替差損益(△は益)	-	-
有価証券関係損益(△は益)	△ 30,586	△ 3,783
外部出資関係損益(△は益)	-	-
固定資産売却損益(△は益)	25,564	11,155
資産除去債務にかかる増減額 (△は減少)	675	743
圧縮損計上以外一般補助金	-	△ 1,473
持分法による投資損益(△は益)	△ 6,208	△ 2,773
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	△ 901,837	△ 379,435
預金の純増(△) 減	4,150,770	8,904,384
貯金の純増減 (△)	△ 2,579,969	1,028,348
信用事業借入金の純増減(△)	△ 3,470	△ 1,215
その他の信用事業資産の純増(△) 減	△ 14,330	△ 56,954
その他の信用事業負債の純増減 (△)	△ 49,005	122,738
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (△) 減	-	-
共済借入金の純増減 (△)	-	-
共済資金の純増減(△)	△ 11,696	△ 35,006
未経過共済付加収入の純増減(△)	5,579	△ 10,821
その他共済事業資産の増(△) 減	△ 249	9
その他共済事業負債の増減(△)	△ 847	△ 223
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	12,388	△ 81,440
経済受託債権の純増 (△) 減	△ 1,390	△ 296,788
棚卸資産の純増 (△) 減	△ 15,248	△ 68,817
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	△ 326,611	379,280
経済受託債務の純増減 (△)	△ 41,505	482,162
その他経済事業資産の増 (△) 減	38,981	△ 21,234
その他経済事業負債の増減 (△)	-	-
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増 (△) 減	148,034	△ 53,110
その他の負債の純増減 (△)	35,739	5,030
未払消費税等の増減額 (△は減少)	102,686	△ 97,180
信用事業資金運用による収入	789,251	881,323
信用事業資金調達による支出	△ 8,140	△ 19,472
共済貸付金利息による収入	-	-
共済借入金利息による支出	-	-
事業分量配当金の支払額	△ 109,590	△ 143,262
小 計	960,944	10,231,458

科 目	令和5年度	令和6年度
雑利息及び出資配当金の受取額	139,139	43,894
雑利息の支払額	-	-
法人税等の支払額	△ 23,479	△ 81,612
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,076,604	10,193,740
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 4,071,039	△ 4,208,600
有価証券の売却・償還による収入	2,065,799	3,377,519
補助金の受入れによる収入	2,000	68,722
固定資産の取得による支出	△ 116,773	△ 631,918
固定資産の売却による収入	△ 8,833	167,533
有形固定資産の除去による支出	-	-
外部出資による支出	△ 8,488	△ 854,822
外部出資の売却等による収入	-	107,376
連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	-	-
連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,137,334	△ 1,974,190
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	-	-
設備借入金の返済による支出	-	-
リース債務の返済による支出	△ 2,319	△ 2,319
出資の受入れによる収入	-	-
出資の払戻しによる支出	△ 41,458	△ 27,840
持分の取得による支出	△ 24,312	△ 17,019
持分の譲渡による収入	24,312	17,019
出資配当金の支払額	△ 35,472	△ 69,639
非支配株主への配当金支払額	△ 16	△ 11
その他財務活動による資本の増減	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 79,265	△ 99,809
4 現金及び現金同等物にかかる換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△ 1,139,995	8,119,741
6 現金及び現金同等物の期首残高	6,149,479	5,009,484
7 現金及び現金同等物の期末残高	5,009,484	13,129,225

10) 連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	104,984	104,983
2 資本剰余金増加高	-	-
3 資本剰余金減少高	-	-
4 資本剰余金期末残高	104,984	104,983
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	6,903,607	7,035,523
2 利益剰余金増加高	354,989	335,076
当期剰余金	354,989	335,076
3 利益剰余金減少高	145,062	212,901
配当金	145,062	212,901
4 利益剰余金期末残高	7,113,534	7,157,698

1 1) 連結注記表

令和5年度

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社、子法人等
2社(株式会社ジェイエライフ、株式会社さがえ西村山ジェイエファーム)
 - 非連結子会社、子法人等
該当する会社はありません。
- 持分法の適用に関する事項
 - 持分法適用の非連結子会社・子法人等
該当する会社はありません。
 - 持分法適用の関連法人等
1社(有限会社朝日町ワイン)
 - 持分法非適用の非連結子会社、子法人等
該当する会社はありません。
 - 持分法非適用の関連法人等
該当する会社はありません。
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 - 連結される子会社、子法人等の決算日は次のとおりです。
2月末日・・・2社
 - 連結される全ての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。
- のれん勘定の償却方法及び償却期間
該当事項はありません。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
- 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 - 現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。
 - 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	82,926,635 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△78,062,767 千円
現金及び現金同等物	4,863,868 千円

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

- 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券：償却原価法(定額法)
 - 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法
- 棚卸資産の評価基準及び評価方法

アグリ店舗及び一般購買品(肥料・農薬・包装資材・生産資材)
総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他一般購買品
売価還元法による原価法等(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - 建物(建物付属設備を除く)
 - 平成10年3月31日以前に取得したもの
定率法を採用しています。
 - 平成10年4月1日以後に取得したもの
定額法を採用しています。
 - 建物付属設備・構築物
 - 平成28年3月31日以前に取得したもの
定率法を採用しています。
 - 平成28年4月1日以後に取得したもの
定額法を採用しています。
 - 機械設備・車両運搬具・器具備品
定率法を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
 - 無形固定資産
残存価額をゼロとする定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。
 - リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法により償却しています。
- 引当金(農協法第11条の34第1項に規定する価格変動準備金を含む)の計上基準
 - 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した経営管理課が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
 - 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。
 - 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理することとしています。
過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

- (4) 役員退職慰労引当金
 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) 特例業務負担金引当金
 旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和6年2月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準
 当組合及び子会社等は「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。
- (1) 購買事業
 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (2) 販売事業
 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (3) 保管事業
 組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- (4) 加工事業
 組合員が生産した農産物を原料に、加工食品を製造販売する事業や、卸売業者より仕入れた各種原料を基に製造販売するアイス事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (5) 利用事業
 ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫などの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (6) 福祉介護事業
 要介護者を対象にしたデイサービス・ショートステイ・訪問介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (7) 指導事業
 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。
 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。
7. 記載金額の端数処理
 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、その結果千円未満の金額の科目については「0」で表示しています。
8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
 当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。
 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。
- (2) 米共同計算
 当組合は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。
 そのうち、米については販売を「JAが行いプール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」とを合算して、再度共同計算を行っています。
 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。
 また、経済受託債権に、受託販売品の販売代金を計上しています。
 共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。
- (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 繰延税金資産の回収可能性
 (1) 当期の計算書類に計上した金額 243,834 千円
 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
 次年度以降の課税所得見積りにについては、令和5年12月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。
 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
2. 固定資産の減損
 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 71,187 千円
 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。
 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。
 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては令和5年12月に作成した中期経営計画の基礎として算定しており、中期計画以降の将来のキャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。
 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。
3. 貸倒引当金
 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 161,065 千円
 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 ① 算定方法
 「重要な会計方針にかかる事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。
 ② 主要な仮定
 主要な仮定は、「債権者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債権者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」は、各債権者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

- 有形固定資産に係る圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,457,735千円であり、その内訳は次のとおりです。
建物 2,398,682千円 構築物 254,750千円 機械装置 1,528,663千円 車両運搬具 2,366千円
器具備品 95,731千円 無形固定資産 800千円 土地 176,743千円
- 担保に供している資産
定期預金のうち、12,660,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、3,000,000千円を為替決済の担保に、152,500千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。
- 役員に対する金銭債権・債務の総額
理事、監事に対する金銭債権はありません。
理事、監事に対する金銭債務はありません。
なお、融資条件が予め統一されている、いわゆる統一ローン等は開示対象に含めておりません。
- 信用事業を行う組合に要求される注記
債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は19,961千円、危険債権額は239,933千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りがでない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
債権のうち、三月以上延滞債権及び、貸出条件緩和債権はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は259,894千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

【連結損益計算書に関する注記】

- 減損会計に関する注記
(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要
当組合及び子会社等では、管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行い、支所・営農生活センター等については、固定資産の管理単位並びに事業増益区分単位、人員配置と業務の相関関係を勘案して地区単位でグルーピングを行っております。また、本所並びに配送センター・移動販売車、倉庫、利用施設等については、それぞれJA全体の共用資産として取り扱われ、グルーピングされております。各アグリ店については各店舗がそれぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位であることから店舗毎のグルーピングを行っております。また、健康福祉センター、葬祭センターについては、各センター毎のグルーピングを行っております。各農機センターについては中央農機センターが各農機センターを統括する広域的性質を有していることから農機センターグループでグルーピングを行っております。
なお、令和5年度より実施している移動販売車については、管内中山間地域の高齢者世帯を対象として、生鮮食品をはじめとした生活必需品の販売に合わせ、見守り活動を実施するなど、営利獲得ではなく社会貢献的な事業であることから全体共用資産として取り扱っております。当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
健康福祉センター	介護福祉施設	建物
チェリーランド店	店舗	器具備品
西川地区グループ	事務所他	建物・建物附属設備・構築物・機械装置 器具備品・無形固定資産・土地
旧醍醐支所	遊休資産	建物・土地
旧大谷支所	遊休資産	建物・土地
旧北谷地支所	遊休資産	建物・土地

- 減損損失の認識に至った経緯
健康福祉センター・チェリーランド店・西川地区グループは減損の兆候として、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスの状況にあり、投資額の回収が見込まれないことから減損損失として認識しました。
旧醍醐支所・旧大谷支所・旧北谷地支所は減損の兆候として、ふれあいセンターの営業終了後遊休施設となっており、今後の利活用計画も未定であることから、減損損失として認識しました。
- 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳
健康福祉センター 415千円 (建物 415千円)
チェリーランド店 1,685千円 (器具備品 1,685千円)
西川地区グループ 30,849千円 (建物 19,332千円、建物附属設備 697千円、構築物 69千円、機械装置 1,695千円、器具備品 1,280千円、無形固定資産 787千円、土地 6,989千円)
旧醍醐支所 6,449千円 (建物 5,930千円、土地 519千円)
旧大谷支所 15,630千円 (建物 5,663千円、土地 9,967千円)
旧北谷地支所 16,159千円 (建物 10,791千円、土地 5,368千円)
合 計 71,187千円 (建物 42,131千円、建物附属設備 697千円、構築物 69千円、機械装置 1,695千円、器具備品 2,965千円、無形固定資産 787千円、土地 22,843千円)
- 回収可能価額の算定方法
健康福祉センター・チェリーランド店の回収可能価額は正味売却価額を採用しています。
西川地区グループ・旧醍醐支所・旧大谷支所・旧北谷地支所の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、土地の時価額から直近解体費用実績を用いた解体金額を差引した数値を正味売却価額としております。

【金融商品に関する注記】

- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。
- 金融商品の内容及びそのリスク
当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
有価証券は、主に国債及び地方債等の債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
また、営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。
- 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合及び子会社等は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスク管理に係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.37%上昇したものと想定した場合に、経済価値が560,019千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	82,308,194	82,267,209	△40,985
有価証券			
その他有価証券	13,129,240	13,129,240	-
貸出金	24,354,973		
貸倒引当金（※1）	115,121		
貸倒引当金控除後	24,239,852	24,320,862	81,010
経済事業未収金	711,709		
経済受託債権	1,182,293		
貸倒引当金（※1、2）	45,373		
貸倒引当金控除後	1,136,920	1,136,920	-
資 産 計	121,525,915	121,565,940	40,025
貯金	124,037,763	123,964,050	△73,713
負 債 計	124,037,763	123,964,050	△73,713

（※1）貸出金及び経済事業未収金、経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（※2）貸倒引当金の実績率算定は、経済事業に係る債権を一体で算定しているため、合算して記載しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap、以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権などについて、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
外部出資	8,841,780

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	82,308,194	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	14,100,000
貸出金（※1、2）	2,365,232	1,646,160	1,546,665	1,370,141	1,200,004	16,090,730
経済事業未収金（※3）	669,384	-	-	-	-	-
経済受託債権	1,182,293	-	-	-	-	-
合 計	86,525,103	1,646,160	1,546,665	1,370,141	1,200,004	30,190,730

（※1）貸出金のうち、当座貸越569,046千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

（※2）貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等136,040千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（※3）経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等42,325千円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	117,006,281	3,687,994	2,456,791	185,678	694,546	6,473

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券はありません。

② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差額(※)
連結貸借対照表計上 額が取得原価又は償却 原価を超えるもの			
国債	699,268	750,240	50,972
地方債	99,981	100,810	829
社債	200,000	204,900	4,900
株式	15,310	21,948	6,638
小計	1,014,559	1,077,898	63,339
連結貸借対照表計上 額が取得原価又は償却 原価を超えないもの			
国債	7,666,940	7,106,200	△560,740
地方債	1,499,644	1,399,780	△99,864
政府保証債	1,699,963	1,565,220	△134,743
社債	2,198,990	2,002,090	△196,900
小計	13,065,537	12,073,290	△992,247
合 計	14,080,096	13,151,188	△928,908

(※) なお、上記評価差額から繰延税金負債 17,943 千円を差し引いた額△946,851 千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2. 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
地方債	209,388	9,388	-
社債	721,198	21,198	-
合 計	930,586	30,586	-

4. 当期中において、保有目的が変更となった有価証券

従来、満期保有目的で保有していた国債(取得原価または償却減価 499,506 千円)をその他有価証券に変更しております。これは、今後見込まれる大口融資入札に応じるため、令和6年3月に売却したことに基づくものです。この変更により有価証券が 48,394 千円増加し、繰延税金資産が 13,386 千円減少し、その他有価証券評価差額金が 35,008 千円増加しています。

5. 当期中に減損処理した有価証券

当期中に減損処理した有価証券はありません。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全共連との契約に基づく確定給付型年金制度(DB)及び全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,163,594 千円
勤務費用	67,060 千円
利息費用	8,422 千円
数理計算上の差異の当期発生額	△58,720 千円
退職給付の支払額	△110,764 千円
期末における退職給付債務	1,069,592 千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	確定給付型年金制度(DB) 511,478 千円
	特定退職金共済制度 25,561 千円
期待運用収益	5,371 千円
数理計算上の差異の当期発生額	△302 千円
確定給付型年金制度への拠出金	21,541 千円
特定退職金共済制度への拠出金	1,440 千円
退職給付の支払額	△49,490 千円
期末における年金資産	確定給付型年金制度(DB) 491,223 千円
	特定退職金共済制度 24,376 千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,069,592 千円
年金資産	確定給付型年金制度(DB) △491,223 千円
	特定退職金共済制度 △24,376 千円
未積立退職給付債務	553,993 千円
未認識数理計算上の差異	138,511 千円
貸借対照表計上額純額	692,504 千円
退職給付引当金	692,504 千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	67,060 千円
利息費用	8,422 千円
期待運用収益	△5,371 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△10,200 千円
合計	59,911 千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

(1) 確定給付型年金制度(DB)

一般勘定 100%

(2) 特定退職金共済制度

債券 64%

年金保険投資 28%

現金及び預金 3%

その他 5%

合計 100%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
 割引率 「△0.13%～2.09%」
 長期期待運用収益率 1.0%
 過去勤務費用の処理年数 10年
 数理計算上の差異の処理年数 10年
9. 特例業務負担金の将来見込額
 人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 29,744 千円を含めて計上しています。
 なお、同組合より示された令和4年2月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、268,536 千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳
- | | |
|---------------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金超過額 | 23,339 千円 |
| 退職給付引当金否認額 | 148,398 千円 |
| 特例業務負担金引当金否認額 | 66,504 千円 |
| 役員退職慰労引当金否認額 | 13,814 千円 |
| 賞与引当金否認額 | 25,753 千円 |
| 未払金・未払費用否認額 | 20,341 千円 |
| 減損損失否認額 | 101,284 千円 |
| その他 | 311,845 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 711,278 千円 |
| 評価性引当額 | △457,766 千円 |
| 繰延税金資産合計 (A) | 253,512 千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券 | △17,825 千円 |
| その他 | △8,369 千円 |
| 繰延税金負債 (B) | △26,194 千円 |
| 繰延税金資産の純額 (A) + (B) | 227,318 千円 |
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
- | | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.97% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △3.69% |
| 事業分益配当金等の損金に算入される項目 | △0.20% |
| 住民税均等割額 | 1.14% |
| 評価性引当額の増減 | 15.23% |
| 法人税額の特別控除 | △1.88% |
| 過年度法人税、住民税及び事業税 | △0.29% |
| その他 | △5.70% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 33.24% |

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
 当組合では寒河江市その他の地域において保有する土地・建物等を賃貸の用に供しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項 (単位：千円)
- | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 |
|------------|---------|
| 299,587 | 377,511 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。
 また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

【収益認識に関する注記】

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和6年度

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社、子法人等
2社（株式会社ジェイエイライフ、株式会社さがえ西村山ジェイエイファーム）
 - (2) 非連結子会社、子法人等
該当する会社はありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結子会社・子法人等
該当する会社はありません。
 - (2) 持分法適用の関連法人等
1社（有限会社朝日町ワイン）
 - (3) 持分法非適用の非連結子会社、子法人等
該当する会社はありません。
 - (4) 持分法非適用の関連法人等
該当する会社はありません。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 - (1) 連結される子会社、子法人等の決算日は次のとおりです。
2月末日・・・2社
 - (2) 連結される全ての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。
4. のれん勘定の償却方法及び償却期間
該当事項はありません。
5. 剰余金処分項目等の取り扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 - (1) 現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。
 - (2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	82,141,993 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△69,012,767 千円
現金及び現金同等物	13,129,226 千円

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ②時価のないもの
移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
アグリ店舗及び一般購買品（肥料・農薬・包装資材・生産資材）
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他一般購買品
売価還元法による原価法等（収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - ①建物（建物付属設備を除く）
 - (イ) 平成10年3月31日以前に取得したもの
定率法を採用しています。
 - (ロ) 平成10年4月1日以後に取得したもの
定額法を採用しています。
 - ②建物付属設備・構築物
 - (イ) 平成28年3月31日以前に取得したもの
定率法を採用しています。
 - (ロ) 平成28年4月1日以後に取得したもの
定額法を採用しています。
 - ③機械設備・車両運搬具・器具備品
定率法を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
 - (2) 無形固定資産
残存価額をゼロとする定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法により償却しています。
4. 引当金（農協法第11条の34第1項に規定する価格変動準備金を含む）の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、金融部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した経営管理課が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - (2) 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌期から費用処理することとしています。
過去勤務費用については、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

- (4) 役員退職慰労引当金
 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) 特例業務負担金引当金
 旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和7年2月末現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準
 当組合及び子会社等は「収益認識基準に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）」を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。
- (1) 購買事業
 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (2) 販売事業
 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (3) 保管事業
 組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しています。
- (4) 加工事業
 組合員が生産した農産物を原料に、加工食品を製造販売する事業や、卸売業者より仕入れた各種原料を基に製造販売するアイス事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (5) 利用事業
 ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫などの施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (6) 福祉介護事業
 要介護者を対象にしたデイサービス・ショートステイ・訪問介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (7) 指導事業
 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。
 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。
7. 記載金額の端数処理
 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しており、その結果千円未満の金額の科目については「0」で表示しています。
8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
 当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。
 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。
- (2) 米共同計算
 当組合は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。
 そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」とを合算して、再度共同計算を行っています。
 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。
 また、経済受託債権に、受託販売品の販売代金を計上しています。
 共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。
- (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 繰延税金資産の回収可能性
 (1) 当期の計算書類に計上した金額 279,952 千円
 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
 次年度以降の課税所得見積りについては、令和5年12月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。
 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
2. 固定資産の減損
 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,916 千円
 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。
 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。
 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては令和5年12月に作成した中期経営計画の基礎として算定しており、中期計画以降の将来のキャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。
 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。
3. 貸倒引当金
 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 138,814 千円
 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 ① 算定方法
 「重要な会計方針にかかる事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。
 ② 主要な仮定
 主要な仮定は、「債権者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債権者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」は、各債権者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

- 有形固定資産に係る圧縮記帳額
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,934,278千円であり、その内訳は次のとおりです。
建物 2,395,965千円 構築物 244,492千円 機械装置 1,042,929千円 車両運搬具 2,366千円
器具備品 70,983千円 無形固定資産 800千円 土地 176,743千円
- 担保に供している資産
定期預金のうち、12,660,000千円をJAバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、3,000,000千円を為替決済の担保に、152,500千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。
- 役員に対する金銭債権・債務の総額
理事、監事に対する金銭債権はありません。
理事、監事に対する金銭債務はありません。
なお、融資条件が予め統一されている、いわゆる統一ローン等は開示対象に含めておりません。
- 信用事業を行う組合に要求される注記
債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は18,957千円、危険債権額は216,393千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
債権のうち、三月以上延滞債権及び、貸出条件緩和債権はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は235,350千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

【連結損益計算書に関する注記】

- 減損会計に関する注記
(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要
管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行い、支所・営農生活センター等については、固定資産の管理単位並びに事業損益区分単位、人員配置と業務の関連関係を勘案して地区単位でグルーピングを行っております。また、本所並びに配送センター、移動販売車、倉庫、利用施設等については、それぞれJA全体の共用資産として取扱われ、グルーピングされております。各アグリ店については、各店舗がそれぞれ独立したキャッシュ・フローを生み出す単位であることから店舗毎のグルーピングを行っております。また、健康福祉センター、葬祭センターについては、各センター毎のグルーピングを行っております。各農機センターについては中央農機センターが各農機センターを統括する広域的性質を有していることから農機センターグループでグルーピングを行っております。
移動販売車については、管内中山間地域の高齢者世帯を対象として、生鮮食品をはじめとした生活必需品の販売に合わせ、見守り活動を実施するなど、営利獲得ではなく社会貢献的な事業であることから全体共用資産として取り扱っております。当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
東部産直センター	店舗	土地
旧大谷ふれあいセンター	遊休施設	土地
旧河北第3給油所跡地	遊休施設	土地
- 減損損失の認識に至った経緯
東部産直センターは減損の兆候として、営業活動から生じる損益が継続的にマイナスの状況にあります。今年度の単年キャッシュ・フローがマイナスであることから、正味売却価格を算定し、帳簿価格との差額を減損損失として認識しました。
旧大谷ふれあいセンターは減損の兆候として、ふれあいセンターの営業終了後遊休施設となっており、今後の利活用計画も未定であることから、正味売却価格を算定し、帳簿価格との差額を減損損失として認識しました。
旧河北第3給油所跡地は遊休状態となっており、時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。
- 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳
東部産直センター 1,200千円(土地 1,200千円)
旧大谷ふれあいセンター 634千円(土地 634千円)
旧河北第3給油所跡地 82千円(土地 82千円)
合 計 1,916千円(土地 1,916千円)
- 回収可能価額の算定方法
東部産直センターの回収可能価額は正味売却価格を採用しており、不動産鑑定を用いた数値を正味売却価額としております。
旧大谷ふれあいセンターの回収可能価額は正味売却価格を採用しており、土地の時価額から直近解体費用実績を用いた解体金額を差引いた数値を正味売却価額としております。
旧河北第3給油所跡地の回収可能価額は土地の時価額を正味売却価額としております。

【金融商品に関する注記】

- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。
- 金融商品の内容及びそのリスク
当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
有価証券は、主に国債及び地方債等の債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
また、営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。
- 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合及び子会社等は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。
貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
②市場リスクの管理
当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスク管理に係る定量的情報)

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.49%上昇したものと想定した場合には、経済価値が466,417千円減少するものと把握しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は次表には含まれておりません。(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	81,564,273	81,560,871	△3,402
有価証券			
その他有価証券	12,942,400	12,942,400	-
貸出金	24,734,407		
貸倒引当金(※1)	92,496		
貸倒引当金控除後	24,641,911	24,637,345	△4,566
経済事業未収金	793,149		
経済受託債権	1,479,082		
貸倒引当金(※1、2)	46,159		
貸倒引当金控除後	2,226,072	2,226,072	-
資 産 計	121,374,656	121,366,688	△7,968
貯金	125,066,112	124,695,318	△370,794
負 債 計	125,066,112	124,695,318	△370,794

(※1) 貸出金及び経済事業未収金、経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 貸倒引当金の実績率算定は、経済事業に係る債権を一体で算定しているため、合算して記載しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

④経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権などについて、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	連結貸借対照表計上額
外部出資	9,591,999

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	81,564,273	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	14,900,000
貸出金(※1、2、3)	2,415,013	1,687,865	1,516,231	1,343,840	1,184,234	16,486,365
経済事業未収金(※4)	750,507	-	-	-	-	-
経済受託債権	1,479,082	-	-	-	-	-
合 計	86,208,875	1,687,865	1,516,231	1,343,840	1,184,234	31,386,365

(※1) 貸出金のうち、当座貸越494,523千円については「1年以内」に含まれています。また、期限のない場合は「5年超」に含まれています。

(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等97,859千円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件3,000千円は償還日が特定できないため、含まれていません。

(※4) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等42,642千円は、償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	113,433,103	2,399,021	5,535,398	598,694	3,093,994	5,901

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券はありません。

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差額(※)
連結貸借対照表計上 額が取得原価又は償却 原価を超えるもの	株式 15,310	23,181	7,871
	小計	23,181	7,871
連結貸借対照表計上 額が取得原価又は償却 原価を超えないもの	国債 8,662,691	7,559,970	△1,102,721
	地方債 1,699,653	1,498,960	△200,693
	政府保証債 2,098,095	1,825,990	△272,105
	社債 2,399,025	2,057,480	△341,545
	小計	12,942,400	△1,917,064
合 計	14,874,774	12,965,581	△1,909,193

(※) なお、上記評価差額から繰延税金負債 2,680 千円を差し引いた額△1,911,873 千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2. 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	1,199,506	45,289	△46,158
社債	200,000	4,652	-
合 計	1,399,506	49,941	-

4. 当期中において、保有目的が変更となった有価証券

当期中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

5. 当期中に減損処理した有価証券

当期中に減損処理した有価証券はありません。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全共連との契約に基づく確定給付型年金制度（DB）及び全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,043,834 千円
勤務費用	66,526 千円
利息費用	6,721 千円
数理計算上の差異の当期発生額	△51,775 千円
退職給付の支払額	△74,385 千円
期末における退職給付債務	990,921 千円

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	確定給付型年金制度（DB） 491,223 千円
	特定退職金共済制度 24,376 千円
期待運用収益	5,156 千円
数理計算上の差異の当期発生額	4,622 千円
確定給付型年金制度への拠出金	19,489 千円
特定退職金共済制度への拠出金	1,251 千円
退職給付の支払額	△29,798 千円
期末における年金資産	確定給付型年金制度（DB） 492,177 千円
	特定退職金共済制度 24,142 千円

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	990,921 千円
年金資産	確定給付型年金制度（DB） △492,177 千円
	特定退職金共済制度 △24,142 千円
未積立退職給付債務	474,602 千円
未認識数理計算上の差異	175,107 千円
貸借対照表計上額純額	649,709 千円
退職給付引当金	649,709 千円

5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	66,526 千円
利息費用	6,721 千円
期待運用収益	△5,156 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△19,801 千円
合計	48,290 千円

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

(1) 確定給付型年金制度（DB）

一般勘定 100%

(2) 特定退職金共済制度

債券 69%

年金保険投資 25%

現金及び預金 6%

その他 0%

合計 100%

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	「△0.26%～2.73%」
長期期待運用収益率	1.0%
過去勤務費用の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	10年

9. 特例業務負担金の将来見込額
人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金28,933千円を含めて計上しています。
なお、同組合より示された令和6年2月末現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、228,117千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	15,330千円
退職給付引当金否認額	134,213千円
特例業務負担金引当金否認額	56,688千円
役員退職慰労引当金否認額	16,089千円
賞与引当金否認額	27,019千円
未払金・未払費用否認額	26,403千円
減損損失否認額	97,266千円
その他	565,848千円
繰延税金資産小計	938,856千円
評価性引当額	△697,092千円
繰延税金資産合計（A）	241,764千円
繰延税金負債	
その他の有価証券	△2,539千円
その他	△7,707千円
繰延税金負債（B）	△10,246千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	231,518千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.27%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.58%
事業分量配当金等の損金に算入される項目	△10.41%
住民税均等割額	1.55%
評価性引当額の増減	△4.32%
法人税額の特別控除	△1.08%
過年度法人税、住民税及び事業税	△0.35%
その他	0.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.15%

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では寒河江市その他の地域において保有する土地・建物等を賃貸の用に供しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	時 価
300,401	377,324

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2）当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

【収益認識に関する注記】

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

１２）農協法に基づく開示債権

（単位：百万円）

	令和５年度	令和６年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	175	162	△ 13
危険債権額	85	73	△ 12
要管理債権額	-	-	-
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
小計	260	235	△ 25
正常債権額	24,203	24,544	341
合計	24,463	24,779	316

注１）破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注２）危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注３）要管理債権

注４）「三月以上延滞債権」と注５）「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

注４）三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注５）貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注６）正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

１３）連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和７年２月末における連結自己資本比率は、１３．７９％となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	さがえ西村山農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	３,５０８百万円 (前年度３,５５１百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、ＪＡを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資にかかる組合員資本の額	10,526	10,586
うち、出資金及び資本準備金の額	3,656	3,612
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	7,118	7,157
うち、外部流出予定額 (△)	△ 213	△ 142
うち、上記以外に該当するものの額	△ 35	△ 41
コア資本に算入される評価・換算差額等	△ 847	△ 1,785
うち、退職給付にかかるものの額	100	127
コア資本にかかる調整後少数株主持分の額	0	0
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	3
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3	3
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本にかかる基礎項目の額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,682	8,804
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。）の額の合計額	12	19
うち、のれんにかかるもの（のれん相当額を含む）の額	-	1
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	12	18
繰延税金資産（一時差異にかかるものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付にかかる資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-

項 目	令和5年度	令和6年度
特定項目にかかる10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無 形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限 る。）に関連するものの額	-	-
特定項目にかかる15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当する ものに 関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無 形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限 る。）に関連するものの額	-	-
コア資本にかかる調整項目の額 (ロ)	12	19
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	9,670	8,785
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	56,455	57,083
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入さ れる額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差 額にかかるものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで 除して得た額	6,495	6,637
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	62,950	63,720
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	15.36	13.79

- 注1）農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にか
かる算式に基づき算出しています。
- 注2）当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の
適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあ
たつては基礎的手法を採用しています。
- 注3）当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算してい
ます。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$
現金	605	-	-	563	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,389	-	-	8,688	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,124	-	-	4,068	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	3,004	130	5	3,404	130	5
地方三公社向け	-	-	-	201	40	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	82,313	16,463	659	81,573	16,315	653
法人等向け	2,131	1,225	49	2,021	1,258	50
中小企業等向け及び個人向け	5,690	4,110	164	6,411	4,611	184
抵当権付住宅ローン	446	148	6	383	125	5
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	64	81	3	54	38	2
取立未済手形	27	5	0	7	1	0
信用保証協会等保証付	12,324	1,217	49	13,280	1,310	52
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	799	799	32	799	799	32
(うち出資等のエクスポージャー)	799	799	32	799	799	32
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	17,357	31,508	1,260	17,594	31,710	1,268
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー)	9,163	22,907	916	9,145	22,861	914
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー)	274	685	27	269	673	26.92
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかる5%基準額を上回る部分にかかるエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	7,920	7,916	317	8,180	8,176	327
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-

	令和5年度			令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
再 証 券 化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドレート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエク スポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセ ットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	137,273	55,686	2,227	139,046	56,337	2,253
C V A リ ス ク 相 当 額 ÷ 8 %	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計額(信用リスク・アセットの額)	137,273	55,686	2,227	139,046	56,337	2,253
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	6,495	260	6,637	265		
所 要 自 己 資 本 額 計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	62,950	2,518	63,720	2,549		

注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

注8) 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

< オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法) >

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続きの概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R & I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R & I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位: 百万円)

		令和5年度					令和6年度				
国	地域別	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
内		137,430	23,887	14,097	-	186	139,180	24,278	14,897	-	153
外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		137,430	23,887	14,097	-	186	139,180	24,278	14,897	-	153
法人	農業	263	177	-	-	-	360	294	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	66	66	-	-	-	67	66	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	501	-	501	-	-	501	-	501	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	100	-	100	-	-	100	-	100	-	-
	運輸・通信業	2,905	-	2,905	-	-	3,004	-	3,004	-	-
	金融・保険業	79,233	1,189	-	-	-	77,375	346	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	332	126	201	-	-	282	77	201	-	-
	日本国政府・地方公共団体	12,469	2,478	9,990	-	-	12,747	2,357	10,390	-	-
	上記以外	4,578	799	400	-	-	4,181	893	701	-	-
	個人	19,729	19,051	-	-	185	20,901	20,244	-	-	152
	その他	17,254	1	-	-	1	19,662	1	-	-	1
業種別残高計		137,430	23,887	14,097	-	186	139,180	24,278	14,897	-	153
残存期間別	1年以下	65,739	156	-	-	-	9,801	285	-	-	-
	1年超3年以下	857	787	-	-	-	794	733	-	-	-
	3年超5年以下	1,495	1,398	-	-	-	1,463	1,395	-	-	-
	5年超7年以下	1,935	1,231	704	-	-	1,060	1,060	-	-	-
	7年超10年以下	1,664	1,364	299	-	-	2,104	1,604	500	-	-
	10年超	31,651	18,557	13,094	-	-	33,322	18,925	14,397	-	-
	期限の定めのないもの	34,089	394	-	-	-	90,636	276	-	-	-
	残存期間別残高計	137,430	23,887	14,097	-	-	139,180	24,278	14,897	-	-
	平均残高計	120,952	23,552	13,092	-	151	119,795	24,277	14,440	-	120

注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

注3) 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

注5) 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位: 百万円)

区分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	64	3	-	64	3	3	3	-	3	3
個別貸倒引当金	158	154	-	158	154	154	132	16	138	132

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和5年度						令和6年度					
		期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金 償却	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国	内	158	154	-	158	154	-	154	132	16	138	132	-
国	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 計		158	154	-	158	154	-	154	132	16	138	132	-
法人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・ 不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービ ス業	7	8	-	4	11	-	11	2	-	1	12	-
	上 記 以 外	5	1	-	1	5	-	5	-	-	-	5	-
個 人		146	145	-	153	138	-	138	130	16	137	115	-
業 種 別 計		158	154	-	158	154	-	154	132	16	138	132	-

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	13,117	13,117	-	13,319	13,319
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	13,472	13,472	-	14,403	14,403
	リスク・ウェイト20%	79,020	4,323	83,343	19,220	63,464	82,684
	リスク・ウェイト35%	-	425	425	-	357	357
	リスク・ウェイト50%	100	-	100	139	-	139
	リスク・ウェイト75%	-	5,497	5,497	-	6,166	6,166
	リスク・ウェイト100%	1,054	8,715	9,769	1,095	8,975	10,070
	リスク・ウェイト150%	121	-	121	12	-	12
	リスク・ウェイト250%	-	9,437	9,437	-	9,414	9,414
	その他	-	12	12	-	18	18
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		80,295	54,998	135,293	20,466	116,116	136,582

注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注3) 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注4) 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

区 分	令和5年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,703	-	-	2,102	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	27	-	-	58	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	27	1,703	-	58	2,102	-

注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注5) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

【連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

該当する取引はありません。

【連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	8,842	8,842	9,592	9,592
合計	8,842	8,842	9,592	9,592

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,490	891	279	445
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ス テ ィ ー プ 化	1,591	1,583		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	0	0		
6	短 期 金 利 低 下	130	464		
7	最 大 値	1,591	1,583	279	445
		前期末		当期末	
8	自 己 資 本 の 額	9,670		8,785	

○財務諸表の正確性等にかかる確認（要請及び取り組み方針）

確 認 書

- 1 私は、当ＪＡの令和６年３月１日から令和７年２月２８日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - （１）業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - （２）業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - （３）重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議、報告されております。

令和７年６月１７日

さがえ西村山農業協同組合

代表理事組合長 安孫子 常哉

○会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

■ 主な店舗一覧

寒 河 江 営 農 生 活 セ ン タ ー	〒991-0061 寒河江市中央工業団地75	0237-86-8186
大 江 営 農 生 活 セ ン タ ー	〒990-1164 大江町大字本郷丙332-42	0237-62-3217
朝 日 営 農 生 活 セ ン タ ー	〒990-1442 朝日町大字宮宿2246-1	0237-67-3535
西 川 営 農 生 活 セ ン タ ー	〒990-0702 西川町大字海味479	0237-74-2127
河 北 営 農 生 活 セ ン タ ー	〒999-3511 河北町谷地字真木41	0237-72-2125
J A 中 央 農 機 セ ン タ ー	〒991-0061 寒河江市中央工業団地1055-1	0237-86-1105
河 北 地 区 農 機 セ ン タ ー	〒999-3511 河北町谷地字真木68	0237-72-3823
旅 行 セ ン タ ー	〒991-0031 寒河江市本町1-9-28	0237-86-8188
食 材 セ ン タ ー	〒991-0063 // 大字柴橋1920-3	0237-85-8280
J A 健 康 福 祉 セ ン タ ー	〒991-0041 // 大字寒河江字久保2	0237-86-8165
福祉用具貸与・販売事業所「縁寿」	〒999-3533 河北町西里671-5	0237-72-3217
セレモニーホール J A やすらぎ	〒990-0523 寒河江市大字八鍬字南740-5	0237-83-1059
セレモニーホール J A やすらぎ河北	〒999-3511 河北町谷地字真木30	0237-71-1059
セレモニーホール J A やすらぎ大江	〒990-1163 大江町大字本郷丁549-1	0237-84-1400
や す ら ぎ 通 夜 室 (楓)	〒990-0523 寒河江市大字八鍬字南740-22	0237-85-8577
や す ら ぎ 通 夜 室 (蓮)	〒990-0523 // 大字八鍬字南740-26	—
や す ら ぎ 通 夜 室 (椿)	〒990-0523 // 大字八鍬字南740-5	—
J A やすらぎ河北ミニセレモニーホール通夜会館	〒999-3511 河北町谷地字真木30	0237-71-1055
J A ア グ リ 寒 河 江 店	〒991-0003 寒河江市大字西根字谷地田100-1	0237-83-5055
J A ア グ リ 河 北 店	〒999-3511 河北町谷地字真木41	0237-72-2134
大 江 購 買 店 舗	〒990-1101 大江町大字左沢887-1	0237-62-4625
朝 日 購 買 店 舗	〒990-1442 朝日町大字宮宿2246-1	0237-83-7133
西 川 購 買 店 舗	〒990-0702 西川町大字海味479	0237-74-2350
アグリランド産直センター	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保2	0237-84-7888
アグリランド東部産直センター	〒991-0003 // 大字西根字谷地田100-1	0237-84-1220
アグリランドひな産直センター	〒999-3511 河北町谷地下野281	0237-85-1610
アグリランドk o k o c h e r r y 店	〒990-0523 寒河江市大字八鍬字川原919-8	0237-84-2775
さ く ら ん ぼ 会 館	〒990-0523 // 大字八鍬字川原919-6	0237-86-1811
さ く ら ん ぼ 友 遊 館	〒991-0041 // 大字寒河江字久保3	0237-83-1333
四 季 彩 館 四 季 亭	〒991-0041 // 大字寒河江字久保2	0237-84-7890
アグリランドフーズセンター	〒991-0041 // 大字寒河江字久保2	0237-84-7889
アグリランド農産加工センター	〒991-0041 // 大字寒河江字久保2	0237-84-7887
アグリランドひな農産加工センター	〒999-3511 河北町谷地下野281	0237-85-1710
大 江 農 畜 産 物 加 工 所	〒990-1144 大江町大字十八才表甲18-26	0237-62-4810

■ (株)ジェイエイライフ

本 店 営 業 事 務 所	〒991-0061 寒河江市中央工業団地123-1	0237-83-0522
住 宅 不 動 産 課	〒991-0031 // 本町1-9-28	0237-86-8289
車 両 セ ン タ ー	〒991-0061 // 中央工業団地1055-1	0237-86-3392
セ ル フ S S ポ ー ト 中 央	〒991-0003 // 大字西根字谷地田106-1	0237-86-1236
セ ル フ S S ポ ー ト 西	〒991-0065 // 大字中郷1551-1	0237-62-3665
セ ル フ S S ポ ー ト 朝 日	〒990-1442 朝日町大字宮宿1086	0237-67-3521
セ ル フ S S ポ ー ト 西 川	〒990-0702 西川町大字海味484	0237-74-2351
セ ル フ S S ポ ー ト 河 北	〒999-3511 河北町谷地字真木68	0237-72-2212
セルフS Sポートさがえ工業団地	〒991-0061 寒河江市中央工業団地1055-1	0237-85-1310
コ ー テ ィ ン グ ラ イ フ	〒991-0061 // 中央工業団地1057-1	0237-84-6697
さがえサービスエリア S S	〒991-0041 // 大字寒河江字久保甲1288-4	0237-83-5566

■ (株)さがえ西村山ジェイエイファーム

㈱さがえ西村山ジェイエイファーム	〒991-0061 寒河江市中央工業団地81	0237-86-1380
------------------	------------------------	--------------



太陽と自然のめぐみ

JAさがえ西村山

本所／〒991-0061 寒河江市中央工業団地75番地

TEL 0237-86-8181 (代)

FAX 0237-86-0633

URL <http://www.ic-net.or.jp/home/jasagae>